

平成27年度

業 務 実 績



中国四国厚生局

はじめに

中国四国厚生局は、平成 13 年の中央省庁等の再編成による厚生労働省の発足と同時に設置されて以来、国民の皆様にも最も身近な医療、健康、年金、福祉などの社会保障政策を実施する地域における国の行政機関として、主に中国 5 県の厚生行政を担当しています。

当厚生局は、地域の皆様に対する身近な厚生行政の窓口として、地域の状況を的確に把握しつつ、国の社会保障政策に関する各種取り組みの円滑な実施に努め、地域の皆様の生活や暮らしが将来にわたって安心かつ安全なものとなるよう全力で取り組んでまいります。

なお、年金記録の訂正手続については、平成 19 年 6 月より、総務省に設けられた年金記録確認第三者委員会において実施されていましたが、平成 27 年 4 月から、当厚生局に中国四国地方年金記録訂正審議会が設置されるとともに、年金審査課が新設されました。

本書は、平成 27 年度に中国四国厚生局が実施した業務の実績をとりまとめたものですが、管内の関係者の皆様に、厚生行政と当厚生局の業務を理解していただく一助となれば幸いです。

今後とも、厚生行政に対するご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 8 月

目 次

I	中国四国厚生局の概要	1
1	沿革	1
2	組織	2
3	所在地	3
II	業務の概要及び実績等	4
	<総務部門>	
1	総務課	4
2	企画調整課	7
3	年金管理課	10
4	年金審査課	17
5	社会保険審査官	18
	<健康福祉部>	
6	健康福祉課	20
7	医事課	29
8	食品衛生課	41
9	保険年金課	46
	<指導部門>	
10	管理課	51
11	医療課	53
12	調査課	55
13	福祉指導課	56
14	指導監査課／県事務所	58
	<麻薬取締部>	
15	麻薬取締部	64
III	参考資料	70

I 中国四国厚生局の概要

1 沿革

平成 13 年 1 月 6 日

中央省庁等改革基本法により、厚生省と労働省を統合して「厚生労働省」が設置されるとともに、政策の企画立案に関する事務は本省で行う一方、実施に関する事務を行うために地方厚生局が設置されました。

地方厚生局は、それまで設置されていた地方医務局及び地区麻薬取締官事務所で行っていた業務に加えて、本省から移管された保健医療、福祉等の許認可や指導監督等の業務、検疫所や地方社会保険事務局からの移管事務等を所掌することとなりました。

平成 15 年 4 月 1 日

健康福祉部が新設されました。

平成 16 年 4 月 1 日

病院管理部門は国立病院・国立療養所の独立行政法人への移行に伴い、すべて廃止されました。

平成 20 年 10 月 1 日

地方社会保険事務局から保険医療指導監査等の事務が移管されたことに伴い、指導管理官、管理課、医療指導課、指導監査課、鳥取事務所、島根事務所、岡山事務所及び山口事務所が新設されました。

また、中国地方社会保険医療協議会が設置されました。

平成 22 年 1 月 1 日

社会保険庁の廃止により、日本年金機構が行う業務に対する監督、国民年金等事務取扱交付金の交付事務及び年金給付等の処分決定に対する審査請求の対応が移管されたことに伴い、年金管理課及び社会保険審査官が新設されました。

平成 26 年 4 月 1 日

組織改正により、指導養成課が健康福祉課に統合されました。

また、保険医療機関等への効率的・効果的な業務の実施等のため、調査課が新設されました。

平成 27 年 2 月 1 日

危険ドラッグ取締体制の強化に伴い、指定薬物専門官が新設されました。

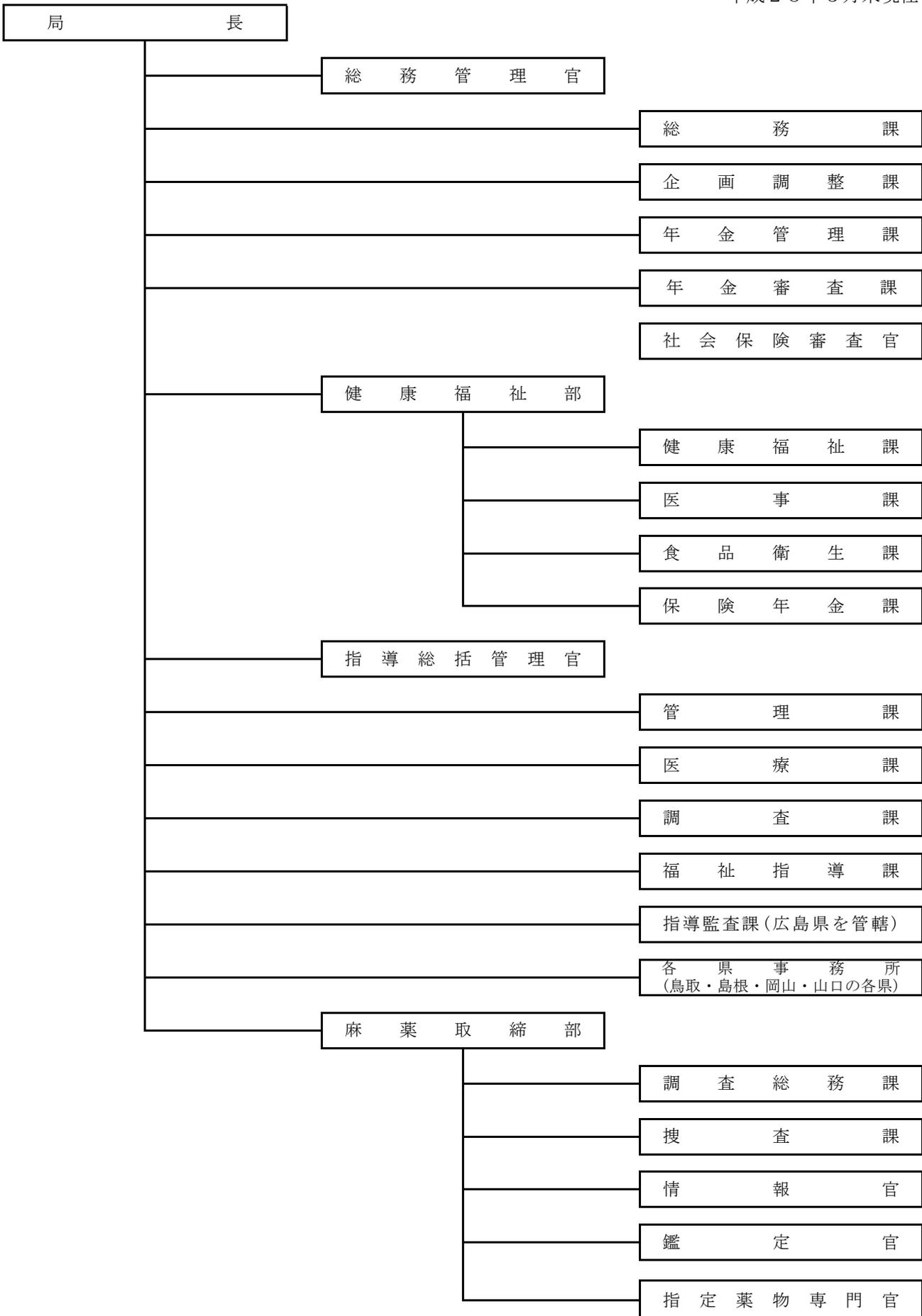
平成 27 年 4 月 10 日

総務省から年金記録訂正手続が移管されたことに伴い、年金審査課が新設されました。

また、中国四国地方年金記録訂正審議会が設置されました。

2 組織

平成28年3月末現在



3 所在地

(1) 合同庁舎 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館2階・15階

① 2階

	電 話 番 号	F A X 番 号
総 務 課	082-223-8181	082-223-8155
企 画 調 整 課	082-223-8245	082-223-8265
管 理 課	082-223-8262	082-223-8265
医 療 課	082-223-8225	082-223-8265
調 査 課	082-223-8189	082-223-8265
指 導 監 査 課	082-223-8209	082-223-8235

② 15階

	電 話 番 号	F A X 番 号
麻 薬 取 締 部	082-227-9011	082-227-9174

(2) 鉄砲町庁舎 〒730-0017 広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル2階

	電 話 番 号	F A X 番 号
健 康 福 祉 課	082-223-8264	082-223-6489
医 事 課	082-223-8204	082-223-7889
食 品 衛 生 課	082-223-8291	082-223-6509
保 険 年 金 課	082-223-8244	082-223-6509
福 祉 指 導 課	082-223-8259	082-223-6489
年 金 管 理 課	082-223-0065	082-223-0061
年 金 審 査 課	082-209-6675	082-223-0061
社 会 保 険 審 査 官	082-223-0070	082-223-0061

(3) 鳥取事務所 〒680-0842 鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎2階

電話番号 0857-30-0860

FAX番号 0857-21-3245

(4) 島根事務所 〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎6階

電話番号 0852-61-0108

FAX番号 0852-28-9222

(5) 岡山事務所 〒700-0907 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階

電話番号 086-239-1275

FAX番号 086-224-3686

(6) 山口事務所 〒753-0814 山口市吉敷下東1-3-1 山陽ビル5階

電話番号 083-902-3171

FAX番号 083-932-8508

Ⅱ 業務の概要及び実績等

< 総務部門 >

1 総務課

(1) 国家試験

① 概要

- 以下の6種類の国家試験に関する庶務を担当しており、受験願書の受付、試験会場・試験監督員の確保、試験の実施及び合格発表に関する業務を行っています。
- ・ 医師国家試験
 - ・ 歯科医師国家試験
 - ・ 保健師国家試験
 - ・ 助産師国家試験
 - ・ 看護師国家試験
 - ・ 薬剤師国家試験

② 実績 (平成27年度)

平成27年度国家試験実施日等一覧

試験実施日	試験の種類	試験会場	合格発表
平成28年 1月30日(土) 平成28年 1月31日(日)	第109回 歯科医師国家試験	広島大学霞キャンパス (広島南区)	3月18日
平成28年 2月 6日(土) 平成28年 2月 7日(日) 平成28年 2月 8日(月)	第110回 医師国家試験	広島県立広島産業会館東 展示館 (広島市南区)	3月18日
平成28年 2月14日(日)	第105回 看護師国家試験	広島国際大学東広島キャンパス (東広島市) 広島市中小企業会館 (広島市西区)	3月25日
平成28年 2月16日(火)	第102回 保健師国家試験	広島工業大学専門学校 (広島市西区)	3月25日
平成28年 2月17日(水)	第 99回 助産師国家試験	広島工業大学専門学校 (広島市西区)	3月25日
平成28年 2月27日(土) 平成28年 2月28日(日)	第101回 薬剤師国家試験	広島市中小企業会館 (広島市西区)	3月28日

(2) 国有財産の管理及び処分

① 概要

社会保険庁の廃止に伴い、平成22年1月より中国管内38ヶ所の国有財産の引継を受け、これら国有財産の管理を行うとともに、売却等の処分の手続を進めています。

(平成28年3月末現在)

県	物 件 名	所 在 地	数 量 (㎡)	備 考
鳥取県	鳥取社会保険事務局長宿舍	鳥取市田園町3-3261	391.37	24年度売却
	鳥取社会保険事務局次長宿舍	鳥取市田園町3-130	178.64	26年度売却
	鳥取社会保険事務所長宿舍	鳥取市田園町3-131	172.87	26年度売却
	一般職員宿舍(鳥取市分)	鳥取市浜坂4-1492-3	271.41	土地のみ
	一般職員宿舍(鳥取市分)	鳥取市浜坂4-1492-2	267.50	土地のみ
	一般職員宿舍(米子市分)	米子市両三柳4579-75	284.04	27年度売却
	一般職員宿舍(倉吉市分)	倉吉市みどり町3186-2	468.56	26年度売却
	鳥取船員保険保養所さかいみなど荘	境港市上道町2053-5	5,623.90	23年度売却
島根県	玉造厚生年金保養ホーム	松江市玉湯町1176-7	52.50	道路として貸付中
	玉造厚生年金病院職員宿舍	松江市玉湯町1182-2	27.56	道路として貸付中
	社会保険職員西生馬宿舍	松江市西生馬町507-4	397.80	26年度売却
	社会保険職員下府宿舍	浜田市下府町346-8	698.31	27年度売却
岡山県	吉備町宿舍	岡山市北区中撫川319-1	732.75	24年度売却
	上保田宿舍A	岡山市北区撫川258-10	767.68	24年度売却
	上保田宿舍B	岡山市北区撫川258-6	536.47	24年度売却
	津山小田中宿舍	津山市小田中945-12	509.26	24年度売却
	津山社会保険事務所長公務員宿舍	津山市小田中307-7	139.01	26年度売却
	津山社会保険事務所平福宿舍	津山市平福938-3	394.77	23年度売却
	津山社会保険事務所公務員宿舍	津山市小原500-5	390.51	25年度売却
広島県	広島旭町宿舍	広島市南区旭1-1298-31	30.23	道路として貸付中
	船員保険西山本宿舍	広島市安佐南区山本5-654-3	118.45	土地のみ
	福山松永町共同宿舍	福山市南松永町1-166	452.51	24年度売却
	三次十日市宿舍	三次市十日市町3559-9	28.31	道路として貸付中
	三次南畑敷町宿舍	三次市島敷町1730-2	781.50	
	旧西濃運輸健康保険組合宮島荘	廿日市市宮浜温泉1-1621-15	1,032.58	土地のみ
	熊野町共同宿舍	安芸郡熊野町東山43	981.00	23年度売却
山口県	丸山宿舍	下関市丸山町5-1935-11	165.74	土地のみ
	大坪宿舍	下関市栄町83-2	210.84	土地のみ
	小羽山宿舍	宇部市南小羽山町2-136-403	550.19	25年度売却
	西山宿舍	宇部市東小羽山町2-425-426	355.01	24年度売却
	御堀宿舍	山口市大内御堀1563-7	156.42	27年度売却
	松美宿舍	山口市松美町1647-29	481.04	25年度売却
	三の宮宿舍	山口市三の宮2-2108-8	197.46	27年度売却
	宮野三の宮宿舍	山口市三の宮2-2106-1	837.07	27年度売却
	宮野宿舍	山口市宮野上2254-5	293.94	25年度売却
	江向宿舍	萩市江向303-2	297.80	25年度売却
	俵山船員保険保養所	長門市俵山5061-15	400.25	26年度売却
	栗屋宿舍	周南市栗屋156-58	312.25	25年度売却

※鳥取県(8物件)、島根県(4物件)、岡山県(7物件)、広島県(7物件)、山口県(12物件) = 合計38物件

② 実績（平成27年度）

9物件について売払入札（中国財務局への売払事務委任分による入札も含む。）を実施した結果、5物件を売却しました。

（3）情報公開

① 概要

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく行政文書の開示及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づく保有個人情報の開示に係る業務を行っています。

② 実績（平成27年度）

〈行政文書の開示〉

・開示請求件数	246件
・開示請求に対する措置	
全面開示	86件
部分開示	149件
不開示	0件
取下げ	11件

〈保有個人情報の開示〉

・開示請求件数	3件
・開示請求に対する措置	
全面開示	0件
部分開示	3件
不開示	0件
取下げ	0件

2 企画調整課

(1) 中国地方社会保険医療協議会の運営

① 概要

社会保険医療協議会法に基づき、地方厚生局に地方社会保険医療協議会が設置されており、保険医療機関・保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医・保険薬剤師の登録の取消し等について、地方厚生局長の諮問等に応じて審議を行っています。

保険医療機関・保険薬局の指定の取消し及び保険医・保険薬剤師の登録の取消し等については「総会」で審議しますが、保険医療機関・保険薬局の指定については社会保険医療協議会令に基づいて置かれる「部会」において審議します。

中国地方社会保険医療協議会は、委員 20 名と臨時委員 20 名の計 40 名で構成されており、「総会」の運営を企画調整課が行い、「部会」の運営を指導監査課及び各県事務所が行っています。

② 実績（平成 27 年度）

中国地方社会保険医療協議会総会を 2 回開催しました。

なお、総会において審議された事項等については以下のとおりです。

	審議事項等
第18回総会 平成27年4月7日開催	・保険医療機関等に係る管内の状況について（報告）
第19回総会 平成27年12月11日開催	・保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について ・保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について

(2) 広報に関すること

① 概要

ホームページ等を通じ、地域の身近な行政窓口として、積極的に広報活動を行っており、地域への情報発信として、職員の執筆による中国四国厚生局だより「せんだん通信」を平成 23 年 11 月から発行しています。

また、わかりやすい広報内容とするため「企画広報部会」を開催し、広報の充実を図るよう努めています。

② 実績（平成 27 年度）

- 1) 平成 27 年 5 月に発生した「日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案」では、金融機関や公共機関等に対して「年金ちらし」の掲載、配布等の依頼を行うなど、地域住民が犯罪被害等にあわないよう、注意喚起等を厚生局をあげて行いました。

また、不審電話等に関して情報提供いただいた事案については、ホームページに速やかに掲載することにより、注意喚起を行いました。

- 2) パンフレットについては、あらたに職員からのメッセージを掲載するなど、当局採用志望者等にも厚生局業務等がわかりやすく、理解しやすいよう見直しをしました。

3) 「せんだん通信ー中国四国厚生局だよりー」を4回（5月、8月、11月、1月）発行し、当厚生局ホームページに掲載しました。

また、関係団体等との連携強化や広報拡大を目的として、秋(11月)号から、関係行政機関（県健康福祉部、市町村等）等にメール等により、情報提供しました。

なお、せんだん通信に掲載した内容については以下のとおりです。

	掲 載 内 容
平成27年春 (5月)号	○「麻薬GメンVS危険ドラッグ」 ○年金審査課の創設について ○不正大麻・けし撲滅運動の実施について ○医療保険者によるデータヘルスについて ○厚生局職員としての第一歩 ○データで見る中国地方の特色、現状…人口推計と家計調査編 ○平成27年度「ダメ。ゼッタイ。」普及運動626ヤング街頭キャンペーンについて
平成27年夏 (8月)号	○保険医療機関等への指導 ○食中毒にご用心！～食肉の生食は危険です～ ○平成27年度「ダメ。ゼッタイ。」普及運動が実施されました。 ○変形膝関節症について ○晴れの国岡山から ○ゆう活で有意義な夕方を！～広島カープ応援イベントを実施しました！ ○データで見る中国地方の特色、現状…国民年金保険料の納付と健康維持編 ○医療安全ワークショップ・セミナーの開催について ○麻薬・覚醒剤乱用防止運動 ○「年金情報流出」を口実にした犯罪にご注意ください！
平成27年秋 (11月)号	○「被爆70年」節目の夏を終えて ○11月は「ねんきん月間」です。年金について考えてみましょう。 ○食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション「JAXAの方と一緒に宇宙食を作る技（ハサップ）を学ぼう！～宇宙グミづくりに挑戦！！～」 ○平成27年度麻薬・覚醒剤乱用防止運動の実施について ○うどんは飲み物ですよ。 ○データで見る中国地方の特色、現状…介護保険施設と健康寿命編 ○ごあいさつ
平成28年冬 (1月)号	○心の身だしなみ ○感染症について ○医療安全ワークショップ・セミナーの開催について ○「一人ひとりの意識改革」について ○審査請求についてのお知らせです。 ○おいでませ やまぐちへ ○データで見る中国地方の特色、現状…救急・救助の現況と献血編 ○危険ドラッグ取締対策に関する業務において、平成27年度人事院総裁賞（職域部門）を受賞しました。 ○「はたちの献血」キャンペーンについて ○中国5県の厚生行政主要指標について

（3）「国民の皆様の声」の取りまとめと報告

① 概要

より国民目線に立った厚生労働行政を行うため、国民の皆様から厚生労働本省及び当厚生局に寄せられた厚生労働行政に対する意見・提案及び苦情について「国民の皆様の声」として厚生労働本省ホームページ上でその内容及び対応について公表しています。

企画調整課においては、当厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」を取りまとめ、案件ごとに厚生労働本省の所管部局に報告するとともに、当厚生局の各課（所）に周知を行っています。

② 実績(平成27年度)

・「国民の皆様の声」…………… 8件

（4）「お問い合わせ（ご質問）」、「ご意見・ご要望」について

① 概要

中国四国厚生局ホームページ上に「お問い合わせ（ご質問）」と「ご意見・ご要望」

を設けて、広く国民の皆様からの質問や要望を受け付けています。

② 実績(平成 27 年度)

- ・「お問い合わせ(ご質問)」…………… 53 件
- ・「ご意見・ご要望」…………… 73 件

3 年金管理課

公的年金制度は、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担う一方、日本年金機構が厚生労働大臣から委任・委託を受け、その直接的な監督の下で、公的年金に係る一連の運營業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）を担っています。

中国四国厚生局では、国民の老後を支える公的年金制度について、将来にわたり持続可能で国民が安心できる制度の確立に向けて、年金事業の運營業務を担う日本年金機構や市町村と連携し、円滑な事業運営に取り組んでいます。

(1) 日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可

① 概要

厚生年金保険等の保険料の徴収業務は厚生労働大臣から権限の委任を受けた日本年金機構において実施していますが、滞納処分に関する業務の公正性、客観性を担保するため、日本年金機構が行う滞納処分等の実施については、厚生労働大臣の事前認可が必要となっており、中国四国厚生局においてその認可に関する業務を行っています。

② 実績（平成27年度）

・ 日本年金機構が行う滞納処分等の認可件数 (単位：件)

県名	厚生年金			船員保険		国民年金		計		
	通常分	緊急分	随時分	通常分	緊急分	通常分	緊急分	通常分	緊急分	随時分
鳥取	7,393	9	1	36	0	128	0	7,557	9	1
島根	7,362	14	0	45	0	158	3	7,565	17	0
岡山	23,503	6	22	46	0	453	2	24,002	8	22
広島	28,919	8	1	82	0	558	6	29,559	14	1
山口	11,851	4	0	180	0	199	7	12,230	11	0
合計	79,028	41	24	389	0	1,496	18	80,913	59	24

(2) 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可

① 概要

滞納処分を実施する職員については、日本年金機構の理事長が任命する徴収職員が実施します。当該徴収職員及び保険料等の収納を行う収納職員については、厚生労働大臣の事前認可が必要となっており、中国四国厚生局においてその認可に関する業務を行っています。

② 実績（平成27年度）

・徴収職員、収納職員の認可数（単位：人）

県名	徴収職員	収納職員
鳥取	8	12
島根	10	11
岡山	18	17
広島	35	33
山口	20	18
合計	91	91

(3) 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可

① 概要

厚生年金保険法及び国民年金法等の規定により日本年金機構が行う適用事業所に対する事業所調査、未適用事業所に対する加入指導・立入検査及び被保険者・受給権者に関する調査等の実施についても厚生労働大臣の事前認可が必要となっており、中国四国厚生局においてその認可に関する業務を行っています。

② 実績（平成27年度）

・日本年金機構が行う立入検査等の認可件数

(単位：件)

県名	立入検査等							計
	未適用事業所	適用事業所	情報提供による未適用事業所	情報提供による適用事業所	会計検査院の指摘による適用事業所	被保険者	受給権者	
鳥取	1,234	2,010	6	0	0	0	2	3,252
島根	1,036	3,766	0	0	31	0	0	4,833
岡山	6,137	13,816	0	15	0	0	5	19,973
広島	10,905	15,045	94	34	60	0	9	26,147
山口	2,622	6,245	11	3	0	0	1	8,882
合計	21,934	40,882	111	52	91	0	17	63,087

(4) 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果に係る報告

① 概要

日本年金機構が滞納処分等や立入検査等を行った場合は、実施結果について、報告を受けることとなっており、滞納処分等認可処理要領に基づいて認可されたものであるか、また、適正に調査が実施されているかの確認等を行っています。

② 実績（平成27年度）

ア 日本年金機構からの滞納処分等の実施結果報告件数（単位：件）

県名	厚生年金保険等	国民年金
鳥取	583	48
島根	1,020	113
岡山	1,518	199
広島	2,550	196
山口	1,135	89
合計	6,806	645

（注）報告対象は認可したうち、差押（及び解除）、参加差押（及び解除）、交付要求（及び解除）、換価、取立、配当事務、搜索、換価猶予、執行停止の件数。

イ 日本年金機構からの立入検査等の調査結果報告件数（単位：件）

県名	立入検査等		受給権者・被保険者		合計
	実施	実施不能及び未実施	実施	実施不能及び未実施	
鳥取	3,564	438	2	0	4,004
島根	3,559	1,070	0	0	4,629
岡山	8,773	6,593	5	0	15,371
広島	13,000	5,865	9	0	18,874
山口	6,087	2,550	1	0	8,638
合計	34,983	16,516	17	0	51,516

（注）立入検査等の調査については、平成27年4月から平成28年3月までに調査結果報告を受けたもの（平成26年4月認可分から平成27年3月認可分まで）

（注）受給権者等の調査については、平成28年4月に実施結果報告を受けたもの（平成27年4月認可分から平成28年3月認可分まで）

（5）日本年金機構との連絡調整等

① 概要

上記に掲げるもののほか、日本年金機構が行う年金事業が適正かつ円滑に運営されるよう、日本年金機構との情報交換や共有化を図り、また、地域年金展開事業への協力支援を行いました。

② 実績（平成27年度）

年金制度関係の最近の情勢や厚生局及び日本年金機構の中国管内の業務状況などについて情報交換を行いました。

- ア 日本年金機構中国ブロック本部との事務打合せ会議の開催……………2回
(平成27年4月、12月に開催)
- イ 地域年金事業運営調整会議(各県代表年金事務所主催)への参加
鳥取県(平成27年8月26日、平成28年2月17日)、島根県(平成27年6月11日、12月11日)、岡山県(平成27年8月19日、平成28年2月18日)、広島県(平成27年8月27日、平成28年2月23日)、山口県(平成27年8月21日、平成28年2月26日)

(6) 社会保険労務士に関すること

① 概要

社会保険労務士法に関する業務は厚生労働大臣が行うものとされ、そのうち社会保険諸法令に関するものは、地方厚生局長に委任(以下アからキ)されています。

- ア 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- イ 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ウ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- エ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- オ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- カ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- キ 全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力

② 実績(平成27年度)

各県の社会保険労務士会総会に出席するとともに、会則変更の報告を受けました。

③ 中国管内の社会保険労務士会の状況(平成28年3月末現在)

県名	会員数(単位:人)			社労士法人数(単位:法人)	特定社会保険労務士(再掲)(単位:人)	「街角の年金相談センター」開設数	
	開業	勤務	その他				
鳥取	130	87	18	25	2	44	0
島根	132	89	37	6	4	42	0
岡山	489	301	114	74	8	150	1
広島	801	627	101	73	17	286	2
山口	296	197	49	50	4	97	1
合計	1,848	1,301	319	228	35	619	4

(7) 年金委員に関すること

① 概要

「年金委員」は、政府管掌年金事業の運営に協力して、国民の理解を高めるための啓発や被保険者又は受給権者からの相談に応じた助言を行うなど、民間協力者としての活動を行っています。この「年金委員」は、厚生年金保険の適用事業所において活動する職域型年金委員と、地域において主に国民年金に関する活動を行う地域型年金委員とに区分されています。

中国四国厚生局では、適用事業所の事業主や市町村長等からの推薦に基づき、日本年金機構が年金委員としてふさわしいと判断した候補者のうちから委嘱を決定し、委嘱状や年金委員証明書の交付事務等を行っています。

② 実績（平成27年度）

年金委員の委嘱・解嘱の状況及び平成27年度末現在の年金委員数については次のとおりです。

・委嘱及び解嘱の状況（単位：人）

県名	職域型		地域型	
	委嘱	解嘱	委嘱	解嘱
鳥取	87	42	5	1
島根	90	48	6	0
岡山	173	172	10	1
広島	160	154	14	22
山口	115	115	7	1
合計	625	531	42	25

・平成27年度末現在の年金委員（職域型、地域型）の状況（単位：人）

県名	年金委員数		計
	職域型	地域型	
鳥取	1,107	110	1,217
島根	1,088	100	1,188
岡山	3,451	131	3,582
広島	3,917	243	4,160
山口	2,242	123	2,365
合計	11,805	707	12,512

(8) 市町村に交付する国民年金等事務費交付金に関すること

① 概要

国民年金法では、国民年金事業のうち各種届出書の受理など地域住民に密着した事務（国民年金への加入や基礎年金などの請求手続きの事務等）は、法定受託事務とし

て市町村が行うこととされており、これらの事務処理等に必要な費用は、国民年金等事務費交付金（以下「国民年金交付金」という。）として、国民年金法に基づき国が交付することとされています。また、法定受託事務以外にも市町村が国民年金事務に関し協力連携として行った事務について、交付要綱に基づき国民年金交付金の対象としています。

中国四国厚生局では、国民年金交付金の交付に関して、市町村の申請に基づく概算交付申請や精算交付申請に関する審査等の事務、決算審査及び実地審査等を行うとともに、法定受託事務に関する市町村との連絡調整を行います。

② 実績（平成27年度）

国民年金交付金の適正な処理等のため、決算実地審査のほか、次の事業を実施しました。

ア 市町村担当者事務説明会を実施（5、12月）

イ 岡山県、広島県都市国民年金協議会等に出席して国民年金事務等にかかる意見要望の回答を実施（6、10月）

・平成27年度の交付状況

県名	市町村数	申請市町村数	交付決定額	(単位：千円)	
				概算交付額	精算交付額
鳥取	19	19	129,508	80,847	48,661
島根	19	19	133,420	81,343	52,077
岡山	27	27	385,084	248,431	136,653
広島	23	23	589,325	375,034	214,291
山口	19	19	279,594	176,097	103,497
合計	107	107	1,516,931	961,752	555,179

(注) 市町村数は、平成27年度末現在数

(9) 健康保険事務指定市町村交付金に関すること

① 概要

健康保険法第3条第2項の規定による被保険者（日雇特例被保険者）に係る保険者の業務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている健康保険被保険者手帳の交付及び收受その他これらに付帯する業務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」という。）の長が行うものとされています。

中国四国厚生局では、この事務指定市町村の指定及び取消の手続き等の業務を行っています。

② 実績（平成27年度）

- ・平成27年度の様況

県名	鳥取	島根	岡山	広島	山口	合計
指定市町数	0	1	1	12	0	14

（注）指定市町数は、平成27年度末現在数

（10）学生納付特例事務法人に関する業務

① 概要

学生納付特例事務法人は、大学や専門学校等が在籍する学生・生徒である国民年金第1号被保険者の委託を受けて、保険料の学生納付特例申請に関する事務を代行でき、大学や専修学校等が学生納付特例事務法人となるためには、厚生労働大臣の指定が必要です。

中国四国厚生局では、学生納付特例事務法人の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や法人指定の取り消し等の事務を行います。

② 実績（平成27年度）

管内の大学及び短期大学84校に対して学生納付特例制度の周知及び学生納付特例事務法人制度の協力依頼を行いました。

③ 中国管内の学生納付特例事務法人又は教育施設（平成27年度末現在）

- ・学生納付特例事務法人 21法人
- ・学生納付特例事務取扱教育施設 2施設

（11）保険料納付確認団体に関する業務

① 概要

保険料納付確認団体は、同種同業者の団体が厚生労働大臣の指定を受けます。この団体を通して、会員である国民年金第1号被保険者は、自分の保険料納付状況を定期的に確認することができます。

中国四国厚生局では、団体の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や指定の取り消し等を行います。

② 実績（平成27年度）

新たに指定等を行った団体はありません。

③ 中国管内の保険料納付確認団体（平成27年度末現在）

1団体

4 年金審査課

(1) 年金記録訂正請求に関すること

① 概要

厚生年金保険や国民年金への加入期間や保険料の納付状況などの年金記録は国が管理していますが、その記録が間違っていると思われる方は、年金記録の訂正請求（以下「訂正請求」という。）をすることができます。

訂正請求の手続きは、お近くの日本年金機構年金事務所（以下「年金事務所」という。）で行っていただくこととなりますが、年金事務所で記録訂正できなかった訂正請求については、厚生労働省（中国四国厚生局年金審査課）に送られます。

年金事務所から送付された訂正請求については、年金審査課において、関係法人や行政機関などに対する調査や資料収集並びに周辺事情の調査・照会等を行い、様々な関連資料や周辺事情に基づいて、公平・公正な判断を行うため、弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家による審議結果を経て、年金記録の訂正（不訂正）の決定を行います。

② 実績（平成27年度）

・訂正請求の受付処理状況

件数の区分	平成27年度		
	国民年金	厚生年金保険	計
受付件数(※1)	29	133	162
処理件数(※2)	27	137	164
中国四国厚生局で処理	26	90	116
訂正決定(※3)	4	52	56
不訂正決定	22	38	60
請求却下	0	0	0
日本年金機構で記録訂正	0	40	40
訂正請求の取下げ等	1	7	8

※1 受付件数は、平成27年4月～平成28年3月の間に中国四国厚生局管内の年金事務所が訂正請求書を受理した件数です。

※2 処理件数は、平成27年3月～平成28年3月に受け付けた訂正請求のうち、平成27年4月～平成28年3月の間に①中国四国厚生局が処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数、③訂正請求が取下げ等となった件数です。

※3 訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。

5 社会保険審査官

(1) 社会保険の行政処分に対する審査請求に関すること

① 概要

社会保険審査官は、社会保険審査官及び社会保険審査会法に基づき設置され、厚生労働大臣から任命された独立した機関であり、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び国民年金法等による処分を受けた者からの不服申立てについて審理を行い、容認、棄却又は却下の決定を行うものです。なお、審査請求は、審査官（審査請求）及び審査会（再審査請求）の、2段階の不服審査制度になっています。

② 実績（平成27年度）

・審査請求事件取扱状況（平成27年4月～平成28年3月）

	繰越 件数	受付 件数	合計	移送	取下	却下	容認	棄却	計	未処理 件数
健康保険	4	52	56	0	1	2	7	40	50	6
船員保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	72	303	375	9	34	93	19	174	329	46
国民年金	41	280	321	1	10	6	32	202	251	70
計	117	635	752	10	45	101	58	416	630	122

審査請求事件取扱状況内訳（平成27年度）

（単位：件）

項目	4月末		5月末		6月末		7月末		8月末		9月末		10月末		11月末		12月末		1月末		2月末		3月末				
	単月	累計	単月	累計	単月	累計	単月	累計	単月	累計	単月	累計	単月	累計	単月	累計	単月	累計	単月	累計	単月	累計	単月	累計			
受理件数	前年度からの繰越件数		117	117	0	117	0	117	0	117	0	117	0	117	0	117	0	117	0	117	0	117	0	117	0	117	
	各月の受理件数		45	45	41	86	54	140	49	189	47	236	32	268	48	316	40	356	45	401	133	534	56	590	45	635	
	小計		162	162	41	203	54	257	49	306	47	353	32	385	48	433	40	473	45	518	133	651	56	707	45	752	
取下		7	7	6	13	6	19	3	22	1	23	3	26	5	31	5	36	0	36	4	40	3	43	2	45		
移送		4	4	1	5	1	6	0	6	1	7	0	7	0	7	1	8	0	8	1	9	1	10	0	10		
決定件数	容認	健 健保給付	0	0	1	1	1	2	0	2	1	3	2	5	0	5	0	5	1	6	0	6	1	7	0	7	
		国 障害給付	0	0	3	3	1	4	6	10	4	14	7	21	4	25	2	27	0	27	2	29	2	31	1	32	
		厚 障害給付	2	2	2	4	1	5	2	7	1	8	1	9	2	11	1	12	1	13	2	15	0	15	1	16	
		その他	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	2	0	2	0	2	1	3	0	3	0	3	
		小計	3	3	6	9	3	12	8	20	6	26	10	36	7	43	3	46	2	48	5	53	3	56	2	58	
	却下		1	1	1	2	1	3	2	5	1	6	0	6	0	6	2	8	0	8	2	10	2	12	89	101	
	棄却	国	老齢給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			障害給付	16	16	10	26	14	40	14	54	20	74	21	95	21	116	10	126	16	142	17	159	11	170	19	189
			死亡一時金	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
			保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
			遺族給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			その他	1	1	0	1	1	2	1	3	1	4	1	5	2	7	0	7	0	7	1	8	2	10	1	11
		厚	老齢給付	0	0	0	0	1	1	0	1	1	2	1	3	1	4	1	5	2	7	1	8	0	8	0	8
			障害給付	15	15	15	30	14	44	10	54	17	71	11	82	13	95	9	104	11	115	14	129	11	140	13	153
			遺族給付	1	1	1	2	0	2	1	3	0	3	2	5	1	6	1	7	1	8	0	8	0	8	0	8
その他			1	1	0	1	1	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	1	3	2	5	0	5	
健		被保険者資格	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	
		標準報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	
		療養の給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		療養費	0	0	1	1	1	2	1	3	0	3	0	3	1	4	1	5	0	5	1	6	1	7	9	16	
		傷病手当	3	3	1	4	3	7	1	8	1	9	1	10	0	10	0	10	1	11	1	12	5	17	3	20	
	その他	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	2	0	2		
船	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計		38	38	28	66	36	102	28	130	40	170	37	207	40	247	23	270	31	301	37	338	33	371	45	416		
合計		42	42	35	77	40	117	38	155	47	202	47	249	47	296	28	324	33	357	44	401	38	439	136	575		
残 件数		-	109	-	108	-	115	-	123	-	121	-	103	-	99	-	105	-	117	-	201	-	215	-	122		

残件数の内訳	経過日数	平成27年度																							
		4月末		5月末		6月末		7月末		8月末		9月末		10月末		11月末		12月末		1月末		2月末		3月末	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
	60日以内	77	71%	76	70%	86	75%	91	74%	88	73%	69	67%	74	75%	83	79%	80	68%	168	84%	181	84%	89	73%
	61日～6ヶ月未満	31	28%	31	29%	28	24%	29	24%	32	26%	34	33%	23	23%	22	21%	36	31%	32	16%	32	15%	31	25%
	6ヶ月以上	1	1%	1	1%	1	1%	3	2%	1	1%	0	0%	2	2%	0	0%	1	1%	1	0%	2	1%	2	2%

中国管内受付 件数 合計	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	387	433	620	708	623	6253	716	635

<健康福祉部>

6 健康福祉課

(1) 地方自治体に対する補助金等の交付に関する業務

① 概要

地方自治体に対する補助金等の交付に関する業務については、中国管内の県・市町村等からの補助金等の交付申請書・実績報告書を審査し、交付決定等の事務を行っています。

② 実績等（平成27年度）

平成27年度の交付決定の実績は以下のとおりです。

ア 義務的経費

交付要綱等名	交付目的	交付先・交付実績
結核医療費国庫負担（補助）金交付要綱	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う結核患者に対する医療に要する費用等の補助、並びに従業禁止・入院勧告、入院措置を実施した患者に対する医療に要する費用の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	5 県 6 市 （県、地域保健法施行令第1条に定める市（指定都市、中核市、呉市）） 【27年度交付額】 負担金 102,876,858円 補助金 9,370,115円
原子爆弾被爆者の健康診断等に要する経費交付要綱	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的とする。	5 県 1 市 （県、広島市） 【27年度交付額】 944,773,942円
原爆被爆者手当交付金交付要綱	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の手当支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図ることを目的とする。	5 県 1 市 （県、広島市） 【27年度交付額】 39,099,354,170円
原爆被爆者葬祭料交付金交付要綱	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的とする。	5 県 1 市 （県、広島市） 【27年度交付額】 904,624,222円
児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱	都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、経済的支柱である父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	3 県 9 1 市町村 （県、市及び福祉事務所を設置する町村） 【27年度交付額】 9,939,279,646円
特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱	都道府県知事等が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付する。	5 県 1 0 7 市町村 （県、市町村） 【27年度交付額】 68,882,092円

交付要綱等名	交付目的	交付先・交付実績
特別障害者手当等給付費国庫負担金交付要綱	都道府県等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る。	3 県 9 0 市町村 (県、市及び福祉事務所を設置する町村) 【27年度交付額】 2,558,298,936円
婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱	売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。	5 県 (県) 【27年度交付額】 113,293,255円
児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱	児童福祉法第27条第1項第3号による施設等への入所又は委託、第22条による助産の実施、第23条による母子保護の実施に係る費用の一部を負担することにより、同法第45条の最低基準の維持を図る。	5 県 7 5 市町村 (県、市及び福祉事務所を設置する町村) 【27年度交付額】 6,927,166,738円

* 保育所運営費交付金は、平成27年度より内閣府に移管されています。

イ 施設整備

交付要綱等名	交付目的	交付先・交付実績
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	感染症指定医療機関、精神科病院等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	5 県、6 市、1 8 法人 (県、市町村等) 【27年度交付額】 359,832,000円
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律に基づき、市町村が作成した各種整備計画の事業等の実施に要する経費を交付することにより、地域における公的介護施設等の施設等整備事業を推進することを目的とする。	2 8 市町 (市町村) 【27年度交付額】 439,929,000円
次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、児童福祉施設等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。	2 県 4 市 3 町 (県、市町村) 【27年度交付額】 358,079,000円
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱	福祉各法等の規定に基づき、地方公共団体等が整備する施設整備等に要する費用の一部を負担(補助)することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。	5 県 4 市 (県・指定都市及び中核市) 【27年度交付額】 1,360,333,000円
保育所等整備交付金交付要綱	児童福祉法の規定に基づき、市町村が整備する保育所等の整備に要する経費の一部を交付することにより、保育所待機児童の解消等を図ることを目的とする。	1 2 市町 (市町村) 【27年度交付額】 1,768,568,000円

* 保育所等整備交付金は、平成27年度に厚生労働省に創設されました。

(2) 財産処分に関する業務

① 概要

補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合(補助金等の交付の目的に反して使用する、譲渡する、交換する、貸し付ける、担保に供する、

取り壊すことなどをいいます。)は、厚生労働大臣の承認が必要となります。中国管内の県等から提出された財産処分承認申請書の内容を審査し、承認手続きを行っています。

② 実績 (平成27年度)

- ・財産処分の承認 (転用、取り壊しなど) …………… 22件
- ・財産処分報告書の受理 (包括承認事項 (※)) …… 59件

※包括承認事項

経過年数が10年以上の場合や構造上危険な状態にある施設等の取壊しをする場合など

(3) 指定医療機関に関する業務

① 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関

ア 概要

生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関 (国の開設したもの (独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院及び通信病院等)に限る。)について、中国管内の医療機関から申請書等を受理・審査し、指定医療機関の指定等 (指定、取消、廃止、変更)を行っています。

*原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関、母子保健法に基づく指定養育医療機関、児童福祉法に基づく指定療育機関、戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関の指定等事務は、平成27年4月に都道府県に権限が移譲されました。

イ 実績 (平成27年度)

○生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関

(所管する医療機関数 48機関)

- ・指定医療機関指定 …………… 0件
- ・指定の辞退届 …………… 0件
- ・開設者等の変更届 …………… 6件

② 特定感染症指定医療機関

特定感染症指定医療機関の費用負担を適正なものとするため、指定医療機関への報告請求及び検査に係る業務を行っています。

なお、中国四国厚生局では、該当する医療機関はありません。

(4) 病原体等所持に関する業務

① 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等の所持、輸入、基準の遵守等の規制が設けられ、届出等の管理体制の確立を行うこととされています。

中国四国厚生局では、中国四国管内の三種病原体等の所持又は輸入の届出に関する業務、三種及び四種病原体等所持に関する管理監督業務を行っています。

② 実績（平成27年度）

所管する三種病原体等所持機関数	11施設（平成28年3月末現在）
・所持届出の受理	1件
・所持変更届の受理	6件
・輸入届けの受理	0件
・立入検査	4施設

（5）児童扶養手当の支給事務に関する指導監査

① 概要

児童扶養手当とは、児童扶養手当法に基づき、母子家庭の生活の安定と自立を促進するためのものであり、都道府県及び市町村が支給事務を行っています。

中国四国厚生局では、中国四国管内の都道府県及び市町村に対し、その支給事務の円滑な実施の確保を目的に指導監査を実施しています。指導監査に当たっては、事前提出資料を精査した上で、市等へ出向き、関係者からヒアリングを行い、必要な是正又は改善に向けた技術的な助言を行っています。

② 実績（平成27年度）

・実施状況 …………… 3県17市町

（6）生活保護法の施行事務に関する指導監査

① 概要

地方自治体が行う生活保護法施行事務のうち、生活保護の医療扶助の適正実施の観点から、自立支援医療（人工透析療法）の優先適用に係る監査、向精神薬に関する重複処方状況の確認監査を、生活保護法第23条の規定に基づき実施するものです。

指導監査の対象は、中国四国厚生局管内の県、政令指定都市、中核市であり、県市へ出向き実地に指導を行っています。

② 実績（平成27年度）

・実施状況 …………… 9県8市

（7）保護施設に対する指導監査

① 概要

保護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設です。この保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、生活保護法の規定に基づき指導監査を実施しています。

指導監査の対象は、中国四国厚生局管内の県、政令指定都市、中核市が設置する保護施設（管内には2施設）であり、施設に出向き実地に指導しています。

② 実績（平成27年度）

・実施状況 …………… 1施設（対象施設2施設のうち1施設）

（8）民生委員・児童委員に関する業務

① 概要

民生委員は、民生委員法の規定に基づき、都道府県知事等からの推薦により厚生労働大臣が委嘱した者で、社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めることを責務とする特別職の地方公務員です。地域住民の身近な相談相手であり、誰もが安心して生活できる地域づくりのため、訪問や地域福祉活動、相談・支援など行政や地域の関係機関と連携して活動を行っています。

また、民生委員は児童福祉法の規定により児童委員を兼務し、児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることとされています。なお、関係機関や児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助や協力を行う者として、児童委員の中から主任児童委員が指名されています。

中国四国厚生局では、中国管内における民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名のほか、民生委員・児童委員として活動された方々に対する厚生労働大臣表彰や感謝状の授与に関する業務を行っています。

② 実績（平成27年度）

・管内の民生委員・児童委員数 17,824名（平成28年3月末現在）
うち主任児童委員数 1,879名

（単位：名）

	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
委員数	1,673	2,249	2,347	3,114	3,037
うち主任児童委員	209	263	283	251	323

	広島市	岡山市	倉敷市	福山市	下関市
委員数	1,899	1,186	761	876	682
うち主任児童委員	192	148	88	68	54

（委嘱等の状況）

・委嘱 …………… 279名
 ・解嘱 …………… 225名
 ・主任児童委員の指名 …………… 37名
 ・厚生労働大臣感謝状授与 …………… 101名
 ・厚生労働大臣表彰及び特別表彰 …………… 43名＋4団体

（大臣表彰：33名、特別表彰：10名）

(9) その他

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく報告書の受理等に関する業務を行っており、平成27年度は、省エネ法124件、温対法9件の報告書を受理しました。

また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく報告徴収・立入検査等に関する業務、クリーニング業法に基づく指定試験機関の指定等に関する業務、児童福祉法による緊急時の事務執行に関する業務、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律に基づく整備計画の認定の業務等を行っていますが、平成27年度における業務実績はありませんでした。

(10) 地方分権一括法による都道府県等への権限移譲

地方分権第4次一括法により、平成27年4月から以下の各種の事務権限（※）が都道府県等に移譲されています。

- ・各種指定医療機関に関する業務（生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関を除く）
- ・精神保健指定医に関する業務
- ・中小企業等共同組合に関する業務
- ・生活衛生共同組合に関する業務
- ・消費生活協同組合の許認可等に関する業務
- ・消費生活協同組合に対する指導
- ・特別弔慰金国庫債権等に関する業務

(11) 各種養成（所）施設等の指定・登録及び指導監督等

① 概要

中国四国厚生局では、国家試験の受験資格を付与する生活衛生分野、福祉分野の養成施設、養成所、養成機関の指定・登録、指定の取消、変更の承認、各種届出・報告書の受理及び指導監督等を行っています。

中国管内に所在する養成(所)施設等は、次の10種類(科目確認大学等を含む。)です。

(中国四国厚生局が指定等事務を行う養成施設等)

- ・はり師・きゅう師養成施設
- ・介護福祉士養成施設
- ・栄養士養成施設
- ・実務者養成施設（介護福祉士）（注1）
- ・管理栄養士養成施設
- ・福祉系高等学校等（介護福祉士）
- ・指定保育士養成施設（注2）
- ・精神保健福祉士養成施設
- ・社会福祉士養成施設
- ・科目確認大学等（社会福祉士）

(注1) 「実務者養成施設（介護福祉士）」は、介護福祉士の養成に係る制度改正により、実務経験者の国家試験の受験には3年の実務経験に加えて実務者研修の修了が必要です。

(注2) 平成28年3月31日に指定保育士養成施設の指定等の事務権限が都道府県に移譲されました。

(平成27年4月に都道府県に権限が移譲された養成施設等)

- ・救急救命士養成所
- ・理学療法士養成施設
- ・作業療法士養成施設
- ・視能訓練士養成所
- ・臨床工学技士養成所
- ・言語聴覚士養成所
- ・柔道整復師養成施設
- ・歯科衛生士養成所
- ・歯科技工士養成所
- ・保健師養成所(統合カリキュラムを含む)
- ・助産師養成所(統合カリキュラムを含む)
- ・看護師養成所
- ・調理師養成施設
- ・理容師養成施設
- ・美容師養成施設
- ・製菓衛生師養成施設
- ・食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設
- ・社会福祉主事養成機関

② 指定等の状況

ア 中国四国厚生局が所管する養成施設数及び課程数等(中国管内)

(平成28年3月末現在: 120施設 126課程)

施設の種別	施設数	課程数
はり師・きゅう師養成施設	0	0
栄養士養成施設	12	15
管理栄養士養成施設	16	16
指定保育士養成施設	49	52
社会福祉士養成施設	0	0
介護福祉士養成施設	13	13
福祉系高等学校等(介護)	10	10
実務者養成施設(介護福祉士)	0	0
科目認定大学等	20	20

(注1) 平成28年3月末をもって指定を取消した養成施設、平成28年3月末までで施設を廃止し、その後廃止届を提出予定の養成施設は含みません。

(注2) 上記表の栄養士養成施設は、管理栄養士養成施設である施設を除いて整理していません。

イ 新規指定件数(平成27年度: 3課程)

- ・指定保育士養成施設 3課程

(平成27年度新規指定の状況)

施設の種別	施設名	所在地	課程	入学定員
指定保育士養成施設	トリニティカレッジ 出雲医療福祉専門学校	島根県 出雲市	昼間 2年	50名
指定保育士養成施設	広島修道大学	広島県 広島市	昼間 4年	50名
指定保育士養成施設	出雲コアカレッジ	島根県 出雲市	昼間 2年	45名

(注) 平成28年4月1日から開設する養成施設を指定したものです。

ウ 指定取消件数（平成27年度：2課程）

- ・介護福祉士養成施設（特例高校） 1
- ・社会福祉士（科目認可大学等） 1

（注）設置者からの申請により、養成施設の指定を取消したものです。

（平成27年度指定取消の状況）

施設の種類の種類	施設名	所在地	課程	入学定員
介護福祉士養成施設 （特例高校）	黒瀬高等学校	広島県 東広島市	昼間	40名
社会福祉士（科目認可大学等）	東亜大学人間科学部 人間社会学科 社会福祉コース	山口県 下関市	昼間	20名

エ 内容変更承認数、変更届の受理数

（平成27年度：変更承認35件、変更届の受理84件）

施設の種類の種類	承認件数	受理件数
はり師・きゅう師養成施設	1	0
栄養士養成施設	9	0
管理栄養士養成施設	5	1
指定保育士養成施設	15	10
社会福祉士養成施設	0	0
介護福祉士養成施設	2	25
実務者養成施設（介護福祉士）	0	0
福祉系高等学校等（介護）	3	17
精神保健福祉士養成施設	0	0
科目認可大学等（社会福祉士）	0	31

③ 定期指導調査

定期指導調査は、養成施設等の適切な運営に資するため、各養成施設等において指定及び登録基準等に係る関係法令等の遵守状況を確認し必要な指導を行っており、平成27年度は、7施設に対して定期指導調査を行っています。

その他、新規指定に伴う実地調査に2施設、ヒアリングを1施設に行っています。

（12）各種講習会の登録等業務

① 介護技術講習会の届出の内容確認業務

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験者を対象に実施し、この介護技術講習会を修了した者には実技試験が免除されることとなります。

中国四国厚生局では、中国管内における当講習会を実施する施設からの届出書等を受理し、その内容を確認し適宜指導を行っています。

- ・平成27年度届出の実績 …… 20施設

② 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出の内容確認業務

実務者養成施設における教務に関する主任者、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は実務者養成施設において医療的ケアを担当する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があり、当該講習会を実施しようとする者はあらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

中国四国厚生局では、中国管内における当講習会の届出書を受理し、その内容を確認し適宜指導を行っています。

- ・平成27年度実務者研修教員講習会の届出受理の実績 …… 7施設
- ・平成27年度医療的ケア教員講習会の届出受理の実績 …… 11施設

③ 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出の内容確認業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学における実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす実習指導者講習会の受講が必要な場合があり、当該講習会を実施しようとする者はあらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

中国四国厚生局では、中国管内における当講習会の届出書を受理し、その内容を確認し適宜指導を行っています。

- ・平成27年度社会福祉士実習指導者講習会の届出の実績 …… 1施設
- ・平成27年度介護福祉士実習指導者講習会の届出の実績 …… 1施設

④ その他

実務者養成施設においては、地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質が担保されているものを修了した場合は、相当する科目について実務者養成施設で履修したものとみなす「修了認定」が可能であり、認定の対象となる研修を実施しようとする者は、あらかじめ実施者の主たる事務所の所在地の厚生（支）局にその研修内容を届け出ることとなっています。

また、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学における専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の受講が必要な場合あり、社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会を実施しようとする者は、同様に厚生（支）局に届け出ることとなっています。

これら業務は、平成27年度の実績はありませんでした。

7 医事課

(1) 医師臨床研修、看護師特定行為研修

① 概要

平成16年4月以降に免許を取得し、診療に従事しようとする医師は2年以上の臨床研修を受けることが、医師法により義務づけられています。

臨床研修制度では、「臨床研修は、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身につけることのできるものでなければならない。」との基本理念のもと、大学病院若しくは厚生労働大臣が指定した臨床研修病院・施設が各々作成する研修プログラムに基づき研修が実施されます。

また、平成27年から医療法改正に伴い施行された特定行為に係る看護師の研修において、研修を行う学校、病院などは指定を受けることが義務づけられています。

中国四国厚生局では、効果的に医師臨床研修が実施されるよう、新規指定若しくはプログラム変更の申請を行った病院等の研修プログラムの内容、設備及び人員等について関係法令の定める基準に照らして審査するとともに、医師臨床研修に関する補助金の交付手続きを行っています。

また、看護師特定行為研修を行う指定研修機関の申請内容の審査及び制度に関する説明会の開催等の普及啓発を行っています。

② 実績

ア 臨床研修病院指定基準及び研修プログラムの審査

(ア) 臨床研修病院指定申請（病院群変更を含む）に伴う指定基準及び研修プログラムの審査

新規に臨床研修病院の指定を受けようとする病院（大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院を含む）の指定基準及び研修プログラム内容の審査を行いました。

また、指定を受けている臨床研修病院（大学病院含む）の研修を行う病院や研修分野の変更等に伴う研修プログラム内容の確認を行いました。新規指定申請のあった病院については、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会（以下、部会とします。）の審査を経て指定が行われ（部会は平成27年8月27日に開催され、9月17日付で指定されました）、基幹型臨床研修病院では2施設が新規指定されました。

管内においては、28年度は基幹型臨床研修病院102施設、大学病院11施設及び協力型臨床研修病院215施設が医師臨床研修制度を担うこととなります。

【平成28年度に臨床研修を実施する基幹型臨床研修病院等】

(平成28年3月31日現在)

県	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	計
基幹型 臨床研修病院	7	7 (1)	13	24	14	7	8	15	7 (1)	102 (2)
大学附属病院	1	1	3	1	1	1	1	1	1	11
協力型 臨床研修病院	12	10	45	40	16	20	25	30	17	215

() は27年度増加施設数

(イ) 既指定病院の臨床研修プログラムの変更・新設（追加）

臨床研修病院の研修プログラム変更・新設（追加）については、30施設（うち大学病院は3施設）の届出を受理し、内容の確認を行いました。

イ 臨床研修病院の年次報告

平成27年4月1日現在の状況及び平成26年度実績に関する年次報告（臨床研修プログラム検索サイト（REIS）によるオンライン登録）111件について、指定基準に係る記載を確認後、受理しました。

ウ 各種変更届出の受理

病院の名称、指導医等の変更届出（書面、REISによるオンライン登録）52件について、内容確認後、受理しました。

エ 臨床研修制度の広報等

大学病院等が実施した指導医講習会や大学での在学生に対する講義等において、医師臨床研修制度を説明し、周知を図りました。

【平成27年度に講演を行った指導医講習会等】

開催日	開催主体	種別
平成27年 6月5日	愛媛大学医学部附属病院	学生向け講演
平成27年 7月25日	川崎医科大学附属病院	指導医講習会
平成27年 8月23日	香川大学附属病院	指導医講習会
平成27年 8月29日	愛媛大学医学部附属病院	指導医講習会
平成27年10月4日	松山赤十字病院	指導医講習会
平成27年10月30日	山口大学附属病院	指導医講習会
平成27年11月16日	臨床研修協議会	プログラム責任者講習会
平成27年11月21日	徳島県臨床研修連絡協議会	指導医講習会
平成28年 1月24日	高知件臨床研修連絡協議会	指導医講習会
平成28年 1月29日	徳島大学医学部附属病院	学生向け講演
平成28年 2月9日	香川大学医学部附属病院	学生向け講演
平成28年 2月28日	岡山県臨床研修連絡協議会	指導医講習会

オ 臨床研修費等補助金の執行業務

- (7) 交付申請書の受理、審査、交付決定、交付決定通知(依頼)書の作成・送付
100施設の交付申請書の内容審査を行い、交付決定を行いました。
- (4) 実績報告書の受理、審査、交付額の確定、確定通知(依頼)書の作成・送付
平成26年度に交付決定を行った93施設の事業実績報告の内容審査を行い、交付額の確定を行いました。

カ 臨床研修修了登録の審査

臨床研修修了登録については新規登録676件、登録証再発行85件、書き換え24件の内容を審査しました。

キ 臨床研修病院に対する訪問調査・実地調査

臨床研修病院のうち、指定基準(入院患者数)を満たしていない5施設に対し、指定継続の判断を目的に訪問調査を行い、研修の実施状況・管理・運営状況について、プログラム責任者、指導医、研修医等から意見聴取を行いました。訪問調査の結果は部会に諮られ、指定継続となりました。

また臨床研修病院のうち、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」に規定する指定の基準等の遵守状況の確認及び今後の臨床研修制度の円滑な運用、省令等の見直しの参考等とするための運用状況、懸案事項等の聴取を目的として5施設に対し、実地調査を行いました。

ク 看護師特定行為研修制度に関する普及啓発

平成27年10月に施行された看護師特定行為研修制度及び指定の申請手続に関する説明会を開催しました。

【看護師特定行為研修制度説明会】

- 開催日：平成27年9月4日（金曜日）
- 場 所：広島合同庁舎1号館附属棟 2階講堂
- 参加者：総数128人（1部：126名、2部：64名）中国四国9県の医療機関、看護系教育機関、関係団体、行政等
- 内 容：1部 制度説明
2部 指定の申請に係る手続き等の説明

27年度は管内において看護師特定行為研修の指定申請はありませんでした。

（2）医師又は歯科医師の行政処分に対する再教育の実施等

① 概要

医療従事者の資質を向上し、国民の医療に対する安心を確保するため、行政処分を受けた医師又は歯科医師に対して再教育を実施しています。

中国四国厚生局では、行政処分によって医業停止1～3年の処分となった者に対する再教育研修（個別研修）に係る業務として、研修における事前調整から終了までの進捗状況の把握・助言指導者の指名・個別研修計画書の受理・研修修了報告書の受理・研修者に関するその他のことなどを行っています。

② 実績

平成27年度において、医業停止処分（平成26年3月）となり再教育研修を行った1名について、個別研修修了証の交付を行いました。

平成27年9月30日及び平成28年3月11日に開催された医道審議会医道分科会において、医師53名、歯科医師13名に対する行政処分がなされましたが、当局管内の該当者はありませんでした。

（3）医師確保対策

① 概要

平成18年度に成立した医療制度改革関連法に基づき、地域や診療科による医師不足問題への対応や、医療計画・健康増進計画等の見直し等に関して、地方自治体等に対する支援を行っています。

中国四国厚生局では、関係団体の主催する会議に参加して情報収集を行っています。

② 実績

開催日	訪問・会議等	場所
平成28年1月11日	平成27年度中国四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会出席	広島県
平成28年1月22日	地域医療支援センターに係る情報交換会	厚生労働省

(4) 医療の安全に関する取組の普及及び啓発

① 概要

医療法において、国民が安心して医療を受けることができるよう、医療機関や医療従事者は、提供する医療の質と安全性の向上を図ることが求められています。

中国四国厚生局では、医療安全管理体制の強化の推進及び医療従事者の資質向上のため、管内病院の管理者、医療安全担当者等を対象に、平成16年度から年1回「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

平成26年に施行された再生医療等の安全性を確保する法律に基づき、再生医療等を提供する医療機関（再生医療等提供機関）は再生医療等提供計画の提出を、再生医療等に使用する細胞の培養や加工をする施設（細胞培養加工施設）は、細胞培養加工施設の許可等の手続きを行うことが義務付けられています。

中国四国厚生局では、再生医療等提供機関や細胞培養加工施設の手続きの受理等を行い、適切な管理を行っていることを確認しています。

② 実績

ア 「医療安全に関するワークショップ」の開催

27年度の医療安全セミナーは、平成27年10月1日に施行された「医療事故調査制度」をふまえ、安心・安全な医療を提供するための組織マネジメントについて理解を深める内容としました。第1クールをワークショップ形式とし、第2クールの1日目をセミナー形式、2～3日目をワークショップ形式として、合計5日間開催しました。

【医療安全ワークショップ】

- 開催日：平成27年12月14日（月曜日）、15日（火曜日）
平成28年1月31日（日曜日）、2月1日（月曜日）、2日（火曜日）
- 会場：広島合同庁舎1号館附属棟2階大会議室、広島国際会議場
- 対象者：中国5県に所在する医療機関の医療安全管理者等
- 参加者：59人
- 内容
テーマ 「医療機関の特性に応じた医療安全のありかたを考える
～中小医療機関の医療安全管理体制を中心に～」
 - 1) 第1クール
 - ①「医療安全の動向」
田中信一郎 国立病院機構徳島病院長
 - ②「医療事故の分析方法」
山田 都 国立病院機構広島西医療センター 医療安全管理係長
 - ③「医療安全と法的責任」
前田 正一 慶應義塾大学大学院 教授
 - ④グループワーク「モデル事例に関するイベントレビュー作成及び過誤の有無に関する評価」
山田 都 国立病院機構広島西医療センター 医療安全管理係長
清水泰史 国立病院機構鳥取医療センター 医療安全管理係長
新原正美 国立病院機構岡山医療センター 医療安全管理係長
藤岡雅子 国立病院機構岩国医療センター 医療安全管理係長
 - 2) 第2クール
 - ①「事例分析の評価と事故対応」
大野陽子 県立広島病院 副看護部長
 - ②「事故後の対応（模擬患者参加によるロールプレイ）」
芳賀克夫 独立行政法人国立病院機構熊本医療センター 臨床研究部長
 - ③グループワーク「モデル事例に関する事故対応策の展開」
大野陽子 県立広島病院 副看護部長
黒瀬真理子 広島赤十字・原爆病院 医療安全管理者副部長
山口敏美 土肥整形外科病院 医療事故防止対策委員長

【医療安全セミナー】

- 開催日：平成28年1月31日（日曜日）
- 会場：広島国際会議場 ヒマワリ
- 対象者：中国5県に所在する医療機関の医療従事者
- 参加者：262人（ワークショップ参加者58名含む）
- 内容
 - ①「医療事故に係る調査の仕組みについて」
金子照慶 厚生労働省医政局総務課 医療事故調査専門官
 - ②「組織作り・チームワーク作りー社会心理学の視点から」
山口裕幸 九州大学大学院人間環境学院 心理学講座 教授
 - ③「医療安全に関する組織作りの実際」
ー 真実説明 医療安全 病院の組織をどう作りかえるかー
鮎澤純子 九州大学大学院医学研究院 医療経営・管理学講座 准教授

② 実績

ア 精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の作成

平成28年名簿作成のため、27年3月末作成の名簿に登載されている精神保健判定医142名及び精神保健参与員候補者99名に対し、28年度以降の継続に係る同意確認を行い、辞退等による欠員の補充及び新規候補者の推薦依頼を各都道府県に対して実施しました。

【精神保健判定医及び精神保健参与員候補者数】 (平成28年3月末現在)

都道府県名	精神保健判定医数	精神保健参与員候補者数
鳥取県	10	13
島根県	16	10
岡山県	28	16
広島県	23	33
山口県	14	6
徳島県	16	6
香川県	15	3
愛媛県	11	7
高知県	9	5
合計	142	99

イ 指定医療機関に対する指導監査

指定入院医療機関4施設、指定通院医療機関3施設に対して一般指導監査を実施しました。

ウ 関係機関との連携強化

保護観察所等の関係団体が開催する会議に出席し、制度説明や意見交換を行いました。

運営連絡協議会9回(9県)

広島保護観察所開催の地域連絡協議会4回(4エリア)

中四国ブロック協議会1回

指定入院医療機関主催の地域連絡会議4回、外部評価会議8回

エ 裁判所による入院等の決定状況

【入院等決定状況】 (平成28年3月末現在)

27年度(件)				
申立	鑑定入院中	入院決定	通院決定	不処遇・申立却下
29	6	20(1)	3(1)	2

※()は、平成26年度申立(26年度末鑑定入院中)で27年度に決定した内数

平成27年度の入院決定対象者20名を鑑定入院医療機関から指定入院医療機関に移送しました。

【処遇中の対象者数】

(平成28年3月末現在)

申立地	入院処遇中	通院処遇中
鳥取県	1	4
島根県	5	7
岡山県	7	12
広島県	18	18
山口県	6	10
徳島県	1	8
香川県	2	1
愛媛県	16	7
高知県	7	5
計	63	72

オ 指定医療機関の指定

制度説明及び制度への協力依頼のため、関係機関など4施設へ訪問しました。

【管内指定入院医療機関】

(平成28年3月末現在)

医療機関名	病床数	指定月日
地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	33	H19.10.1
国立病院機構賀茂精神医療センター	33	H20.6.24
国立病院機構鳥取精神医療センター	17	H22.5.6
山口県立こころの医療センター	8	H23.2.1

【管内指定通院医療機関】

(平成28年3月末現在)

都道府県名	病院	診療所	薬局	訪問看護
鳥取県	4	0	119 (1)	0
島根県	6 (1)	2	11 (1)	2 (1)
岡山県	6	0	4	2 (2)
広島県	8 (1)	1	9	6
山口県	9	1	15	1
徳島県	7	2	3	0
香川県	4	0	6	0
愛媛県	9	0	4	3
高知県	9 (1)	1	91 (1)	5 (1)
計	62 (3)	7	262 (3)	19 (4)

※ () は平成27年度に新規指定した指定通院医療機関の内数

カ 指定通院医療機関医療従事者実地研修の開催

指定通院医療機関における医療の充実、連携強化に資するため、医療従事者実地研修を開催しました。

【平成27年度指定通院医療機関医療従事者実地研修】

開催地	開催日	参加者数
地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	10月27・28日	15名
国立病院機構賀茂精神医療センター	11月11・12日	14名

(6) 医薬品等の許認可業務

① 概要

医薬品等を業として製造しようとする者は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」）に基づき、医薬品等の製造業の許可を受けなければなりません。

中国四国厚生局では、厚生労働大臣が指定する医薬品を製造する場合の製造業許可を行っています。

厚生労働大臣が指定する医薬品とは、①生物学的製剤（体外診断薬を除く）、②放射性医薬品、③国家検定医薬品、④遺伝子組換え技術応用医薬品、⑤細胞培養技術応用医薬品、⑥細胞組織医薬品、⑦特定生物由来製品です。

② 実績

平成28年3月31日現在、管内に所在する大臣権限の医薬品製造業の許可を受けている製造所は9箇所でした。

管内の医薬品製造施設から、平成27年度中にあった申請・届の状況は次のとおりです。

新規許可申請1件、廃止届2件

製造管理者承認申請4件、許可更新申請2件

製造管理者変更届3件、設備変更届24件、役員変更届6件

【厚生労働大臣が指定する医薬品及び医療機器の製造所】

(平成28年3月31日現在)

都道府県名	生物学的製剤等	放射性医薬品
鳥取県	0	0
島根県	0	0
岡山県	0	1
広島県	1	1
山口県	2	0
徳島県	1	0
香川県	2	0
愛媛県	1	0
高知県	0	0
計	7	2

(7) 毒物及び劇物の登録業務

① 概要

毒物及び劇物取締法において定められた毒物及び劇物を販売又は授与の目的で製造又は輸入を行う者（以下「毒物劇物営業者」という。）は、製造業又は輸入業の

登録を受ける必要があります。また毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所又は営業所ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置かなければなりません。

中国四国厚生局においては、厚生労働大臣から権限の委任を受け、毒物及び劇物の原体を製造又は輸入する場合の製造業又は輸入業の登録等を行います。

② 実績

平成28年3月31日現在、管内に所在する大臣権限の毒物劇物営業者の登録を受けている製造所及び営業所は、133箇所（製造業114箇所、輸入業19箇所）でした。

管内の毒物及び劇物営業者から、平成27年度中にあった申請・届の状況は次のとおりです。

新規登録申請4件、廃止届5件

登録更新申請34件、登録変更申請30件、書換え交付申請12件

取扱責任者設置届4件、取扱責任者変更届20件、品目変更届2件

設備変更届56件、その他の変更届（製造所の名称変更等）11件

【大臣権限の毒物劇物営業者登録状況】

（平成28年3月31日現在）

都道府県名	製造業	輸入業
鳥取県	0	0
島根県	2	0
岡山県	34	2
広島県	14	5
山口県	31	3
徳島県	7	7
香川県	12	1
愛媛県	12	0
高知県	2	1
計	114	19

8 食品衛生課

(1) 総合衛生管理製造過程の承認

① 概要

総合衛生管理製造過程は、施設設備・機械器具の保守点検及び衛生管理、従業員の衛生教育、食品の衛生的な取扱いなど従来からの一般的衛生管理を土台として、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析重要管理点）方式を取り入れた、総合的に衛生管理された食品の製造方法です。

この承認を受けると、食品衛生法第11条第1項の基準に基づかない方法による食品の製造又は加工が可能となります。（食品衛生法第13条第6項）

承認審査の流れは、申請書の書面審査（ヒアリングを含む）、製造施設への現地調査などを経た上で承認されます。

総合衛生管理製造過程の対象食品は、次のとおりです。

ア 乳	（牛乳、加工乳など）
イ 乳製品	（乳飲料、アイスクリームなど）
ウ 清涼飲料水	（紅茶、ミネラルウォーターなど）
エ 食肉製品	（ハム、ソーセージなど）
オ 魚肉練り製品	（魚肉ハム、蒲鉾など）
カ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品	（缶詰、レトルト食品など）

○食品衛生法第11条第1項

厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

○食品衛生法第13条第6項

総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工については、第11条第1項の基準に適合した方法による食品の製造又は加工とみなして、この法律又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。

② 実績等（平成27年度）

- ・中国四国厚生局が所管する施設数[対象延品目数]（平成28年3月末現在）

53施設[80件]

[内訳]

○「乳」	18施設[26件]
○「乳製品」	14施設[25件]
○「清涼飲料水」	13施設[17件]
○「食肉製品」	5施設[9件]
○「魚肉練り製品」	2施設[2件]
○「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」	1施設[1件]
・更新等に伴う現地調査	24施設

(2) 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等

① 概要

食品衛生法に基づく登録検査機関は、食品衛生法第25条の規定による製品検査や同法第26条の規定により国又は地方自治体が行う食品などの検査命令において、その検査が行える検査設備及び検査能力を有したのものとして、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受けた検査機関です。

中国四国厚生局では、管内の登録検査機関の登録及び監督を担当しており、登録を受けた検査機関が厚生労働省令で定める技術上の基準（G L P : Good Laboratory Practice）に基づき、その検査を適正に実施していることを確認するために立入検査などを行っています。

② 実績等（平成27年度）

- ・中国四国厚生局が所管する施設数（平成28年3月末現在）

検査機関 13機関

検査施設 14施設

- ・登録検査機関の検査施設への立入検査 14施設

(3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関の指定等

① 概要

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「食鳥検査法」という。）に基づく指定検査機関は、食鳥検査が行える検査設備及び検査能力を有した検査機関として、厚生労働大臣が指定した検査機関です。

食鳥（鶏、あひる、七面鳥）の検査は都道府県知事が行うものですが、食鳥検査法第21条第1項の規定により、都道府県知事が指定検査機関に検査業務を委任することができることになっています。

中国四国厚生局では、管内の指定検査機関の指定及び監督を行っています。

② 実績等（平成27年度）

- ・中国四国厚生局が所管する施設数（平成28年3月末現在） .. 4施設
- ・変更届出の受理 7件
- ・役員の認可 4件
- ・業務規定の認可 2件
- ・事業計画の認可 6件
- ・指定検査機関への立入検査 1件

(4) 対EU及び対米輸出水産食品に係る認定施設への査察等

① 概要

EU（欧州連合）及び米国では、指令や規則などで独自の衛生管理の導入を水産食品の製造・加工などを行う施設に対して義務づけており、外国からの輸入水産食品に対しても同様の規制を行っています。

そのため、我が国では、EU及び米国との協議に基づき、EUや米国への輸出水産食品を取り扱う施設がその条件を満たしていることを保証する施設の認定を行っています。

この認定手続きは、申請者が都道府県知事などに申請を行うことになっており、都道府県知事などは認定要件を満たしていると認めた場合に、地方厚生局と協議のうえ、認定施設として認定されることとなります。

中国四国厚生局では、この認定の可否の協議に基づく書類審査及び現地調査を行い、その結果を県知事などに通知するほか、定期的に査察担当者を認定施設へ派遣し、査察を実施しています。

② 実績等（平成27年度）

ア 対EU輸出水産食品に係る認定施設

- ・中国四国厚生局が所管する施設数（平成28年3月末現在） 4施設
- ・認定施設に対する査察 …………… 8件

イ 対米輸出水産食品に係る認定施設

- ・中国四国厚生局が所管する施設数（平成28年3月末現在） 14施設
- ・認定施設に対する査察 …………… 3件

（5）健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の立入検査及び収去に関すること

① 概要

食品として販売に供する物に健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違する、又は著しく人を誤認させる表示をしてはならないと規定されており、健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、表示を行った者に対して必要な措置を講じるべき旨の改善勧告などを行います。

中国四国厚生局では、営業者や管内自治体等からの相談を受けるとともに、自治体からの報告の取りまとめを行っています。

なお、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第四次分権一括法）の施行により、平成28年4月より都道府県等に権限が移譲されます。

② 実績等（平成27年度）

- 自治体及び事業者から相談 …………… 15件

（6）食品に関するリスクコミュニケーション

① 概要

厚生労働大臣や都道府県知事等は、食品衛生法第64条、第65条に基づいて、食品の規格基準や監視指導計画の策定など食品衛生に関する施策全般やその施策の実施状況を公表し、広く国民又は住民の意見を求めることになっております。

中国四国厚生局では、厚生労働本省や地方自治体等と共催で、関係事業者、消費者

との地域での意見交換等の取り組みを行っております。

- ② 実績等（平成27年度）…………… 2件

（7） 検疫所が行う試験及び検査の業務に係る点検等

① 概要

検疫所が行う試験及び検査の信頼性確保は、従来、検疫所内での点検により実施していますが、より客観性を担保するため、平成22年度から厚生労働省本省が点検を実施し、登録検査機関への実地調査の経験を有する地方厚生局の担当官が同行し、助言を行っております。

② 実績等（平成27年度）

- ・ 中国四国厚生局が所管する施設数（平成28年3月末現在）
管内検疫所窓口数 3機関
- ・ 検疫所の検査施設への立入検査 …………… 0件

（8） 対韓国輸出水産食品取扱施設に係る登録、監視及び衛生証明書発行等

① 概要

韓国では、輸入される冷凍食用の鮮魚の頭部又は魚介類内臓について、輸出国加工施設の登録及び輸出国政府が発行する衛生証明書の添付を義務付けています。

そのため、中国四国厚生局では、管内の加工施設の登録及びその施設が輸出する製品の衛生証明書の発行業務を行っております。

② 実績等（平成27年度）

対韓国輸出水産食品に係る認定施設

- ・ 中国四国厚生局が所管する施設数（平成28年3月末現在）… 6施設
- ・ 衛生証明書の発給数 …………… 0件

（9） 自由販売証明書の発行

① 概要

自由販売証明書は、輸出しようとする食品が輸出国において製造され、一般市場で問題なく流通していることを証明するものです。この証明書は、食品を海外に輸出する場合、輸入国側の通関関係機関等から求められる場合があります。

平成25年6月から地方厚生局で発行を開始しました。

② 実績等（平成27年度）

- ・ 証明書の発給数 …………… 32件

(10) 中国向け輸出水産食品に係る衛生証明書の発行

① 概要

中国向け輸出水産食品に係る施設の登録及び衛生証明書の発給等の業務は、従前、認証を受けた食品衛生法に基づく登録検査機関が実施していましたが、中国側の法律改正により行政機関による衛生証明書の発給が求められることとなったことを受け、平成26年1月から衛生証明書を発行する機関は、登録施設を所管する都道府県等衛生部局が原則行うこととなりました。また、当該業務を行う体制が整っていない都道府県等（中国四国管内では、広島市、呉市、福山市、倉敷市、高松市及び松山市。）にあっては、当該地域を管轄する地方厚生局が衛生証明書の発行を行っています。

② 実績等（平成27年度）

・衛生証明書の発給数 9件

9 保険年金課

(1) 健康保険組合の規約変更の認可等

① 概要

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病・負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

健康保険組合は、国の認可を受けて単独の企業や同業種の複数の企業が共同で設立し、国に代わって健康保険事業を運営する公法人です。

中国四国厚生局では、健康保険組合に係る規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の経由並びに公法人証明・印鑑証明などの業務を行っています。

② 実績

- 中国四国厚生局が所管する健康保険組合数（平成28年3月末現在）

	34組合
(内訳) 単一	27組合
連合	0組合
総合	7組合

- 各申請書等の処理件数

(単位：件)

区 分	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由	公法人証明・印鑑証明
27年度	40	158	443	15

(2) 健康保険組合の实地指導監査等

① 概要

实地指導監査にあたっては、「平成27年度における健康保険組合に対する实地指導監査について」(平成27年3月12日付厚生労働省保険局保険課長通知)により、健康保険組合の事業運営が法令・通知・組合規約・組合規程に基づき適正なものとなっていることの確認を基本とし、前回監査から相当期間が経過している組合に対して実施しました。

② 実績

- 实地指導監査

11組合

・实地指導監査の結果、経常収支が赤字となっている健康保険組合に対して、引き続き財政の健全化に向けた努力を行うよう指導しました。また、決定通知書に適正な教示文を記載することや会計事務取扱規程などの規程類を整備することなどを指導しました。

(3) 全国健康保険協会支部の实地監査

① 概要

实地監査にあたっては、「全国健康保険協会支部の实地監査について」（平成22年1月7日付厚生労働省保険局保険課長通知）により、定期監査を実施しました。

② 実績

- ・ 实地監査 2支部
- ・ 实地監査の結果、保有個人情報 の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、契約書に善良なる管理者の注意義務の遵守等の必要事項を明記することなどを指導しました。

(4) 厚生年金基金の規約変更の認可等

① 概要

厚生年金基金は、企業の事業主が厚生労働大臣の認可を受けて母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

中国四国厚生局では、厚生年金基金に係る規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の経由並びに公法人証明・印鑑証明などの業務を行っています。

② 実績

- ・ 中国四国厚生局が所管する厚生年金基金数（平成28年3月末現在）
 - 13基金
 - （内訳）単独 1基金
 - 連合 0基金
 - 総合 12基金
- ・ 各申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由	公法人証明・印鑑証明
27年度	48	154	271	60

(5) 厚生年金基金の实地監査等

① 概要

实地監査にあたっては、「厚生年金基金の解散等及び精算について」（昭和50年2月19日年発第236号）により、決算報告書の承認申請書を提出した解散基金を対象として実施しました。

② 実績

- ・実地監査 4 基金
- ・実地監査の結果、基金の精算に係る事務が適正に実施されていることが確認されたので、引き続き、受給者や加入者への分配業務等適正に実施するよう指導しました。

(6) 国民年金基金の規約変更の認可等

① 概要

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受け都道府県毎や業種別に公法人である国民年金基金を設立（地域型又は職能型）し、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乘せ給付を支給する制度です。

中国四国厚生局では、国民年金基金に係る規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の経由などの業務を行っています。

② 実績

- ・中国四国厚生局が所管する国民年金基金数（平成28年3月末現在）
5 基金（地域型）
- ・各申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由	公法人証明・印鑑証明
27年度	12	23	17	2

(7) 国民年金基金の実地監査等

① 概要

実地監査にあたっては、「厚生年金基金及び国民年金基金の実地監査について」（平成16年4月19日付厚生労働省年金局企業年金国民年金課長及び運用指導課長通知）により、前回監査から相当期間が経過している基金に対して実施しました。

② 実績

- ・実地監査 1 基金
- ・実地監査の結果、小切手について払出簿が作成されていなかったことから、事故防止の観点から作成することなどを指導しました。

(8) 確定給付企業年金の規約承認等

① 概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理運用し年金給付を行う「基金型」がある制度です。

② 実績

- ・ 中国四国厚生局が所管する確定拠出年金事業所数（平成28年3月末現在）
166事業所
- ※平成27年度新規承認【参考】 19事業所
- 平成27年度規約の終了 2事業所
- ・ 各申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	規約承認申請書の承認	規約変更承認申請書等の承認	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由
27年度	0	81	29	145

<指導部門>

10 管理課

(1) 公益法人等が行う医療保健業に係る非課税措置制度に関する証明事務

① 概要

一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で一定の基準を満たしたものや、公益法人等のうち、無料低額な診療を実施する病院事業を行う法人で一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業を収益事業の範囲から除外する措置を受けるためには、法人税法施行規則第5条第6号又は同規則第6条第4号及び第7号の規定に基づく厚生労働大臣の証明を要するものとされています。

中国四国厚生局では、この証明書の交付事務を行っています。

② 実績（平成27年度）

・証明書の交付 …………… 17件

(2) 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明事務

① 概要

特定医療法人として法人税の軽減を受けようとする場合は、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づく厚生労働大臣の証明を要するものとされています。

中国四国厚生局では、この証明書の交付事務を行っています。

② 実績（平成27年度）

・証明書の交付 …………… 54件

(3) 後期高齢者医療制度の助言・指導監督

① 概要

後期高齢者医療制度の保険者等に対して、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、必要な助言及び指導監督を行っています。

② 実績（平成27年度）

管内の5県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会に対して指導監督を実施し、保険料収入の確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策、保険事業の推進等について助言を行いました。

・5県、5広域連合、3市2町、2国保連合会

(4) 国民健康保険の助言・指導監督

① 概要

国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう、必要な助言及び指導監督を行っています。

② 実績（平成27年度）

管内の5県及び対象市町等に対して助言・指導監督を実施し、適用の適正化対策、保険給付費等に見合う適正な賦課、保険料（税）収入の確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策、保健事業の推進等について助言を行いました。

・ 5県、3市2町、2国保連合会、1国保組合

(5) 社会保険診療報酬支払基金の实地監査

① 概要

保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険分に係るレセプトの審査・支払業務等を行っている社会保険診療報酬支払基金支部に対し、業務の適正かつ効率的な運営を確保するよう、少なくとも3年に1回实地監査を行います。

中国四国厚生局では、管内（5県）の社会保険診療報酬支払基金支部の实地監査を実施しました。

② 実績（平成27年度）

・ 1支部（山口）

1 1 医療課

(1) 指導監査課及び県事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督

① 概要

医療課は、健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督及び保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導・監査等の事務等の業務を取り扱う中国四国管内の指導監査課（広島県）及び中国四国厚生局管内の各県ごとに設置された事務所（広島県を除く）に対して、事務の指導及び監督を行っています。

(2) 医療監視業務

① 概要

医療機関への立入検査（いわゆる医療監視）業務は、医療機関が法令により規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かを検査し、不適正な場合は指導等を通じて改善を図り、良質で適正な医療が国民に提供されることを目的として、厚生労働省・県・保健所を設置する市が行うこととされています。

中国四国厚生局では、医療法の規定に基づき、特定機能病院への立入検査を実施しています。

（特定機能病院）

特定機能病院とは、平成5年の第二次医療法改正により制度化された医療機関の機能区分で、医療法第4条の規定により、

- ア 高度の医療を提供する。
- イ 高度の医療技術の開発・評価を行う。
- ウ 高度の医療に関する研修を行わせる。

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備が厚生労働省令で定める要件に適合する、病床数400床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

② 実施方法

立入検査は、原則として管内の6施設に対して年に1回実施しています。実施にあたっては、医療法の規定に基づく地方自治体（保健所）による立入検査の実施に併せ、合同で実施しています。

③ 実績等

- 中国四国厚生局所管の特定機能病院（平成27年度末現在）

県名	施設名
鳥取県	鳥取大学医学部附属病院
島根県	島根大学医学部附属病院
岡山県	岡山大学病院
	川崎医科大学附属病院
広島県	広島大学病院
山口県	山口大学医学部附属病院

- 実績（平成27年度）

立入検査の実施病院数 6病院

1 2 調査課

(1) 保険医療機関等に関する情報の収集、管理及び分析

① 概要

指導監査課及び県事務所へ提供された保険診療等に係る情報の集計及び分析等を行っています。

(2) 指導部門の保有する情報の公開の調整

① 概要

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づく行政文書の開示請求に係る業務のうち、指導部門の保有する情報の公開に関する調整等を行っています。

また、中国四国厚生局管内の保険医療機関等に係る情報を、ホームページに掲載することにより広く公開しています。

(3) 保険医療機関等管理システムに係ること

① 概要

保険医療機関等管理システムの運用及び情報管理に関する業務を行っています。

(4) 訴訟関係

① 概要

指導部門の所掌事務に係る訴訟に関する情報の収集、分析及び連絡調整を行っています。

1 3 福祉指導課

※平成28年4月から健康福祉課に統合されます。

(1) 社会福祉法人の許認可等に関する業務

① 概要

社会福祉法人は、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人であり、その設立・解散や定款変更等の許認可、各種届出の受理などの事務については、厚生労働省又は地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市）が行うこととされています。

地方厚生局が所管する法人は、二以上の都道府県で事業を行う法人であって、特定の要件（※）以外の法人が対象となり、法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局が所轄庁となります。

※特定の要件

- ア 全国組織（中央組織）として設立され全国を単位として事業を行う法人
- イ 地域を限定することなく助成事業、相談事業を行う法人
- ウ 個別の法令等を根拠として指定された法人
- エ 上記に類する事業を行う法人

なお、平成28年3月31日に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律」により、平成28年4月から認認可等の事務権限が地方厚生局から都道府県に移管されます。

② 実績（平成27年度）

所管する法人数 61法人（平成28年3月末現在）

- ・定款変更の認可 …………… 35件
- ・定款変更の届出 …………… 15件
- ・財産処分の承認 …………… 5件

(2) 社会福祉法人に対する指導監査

① 概要

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法人の適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を目的として、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき所轄庁が実施するものです。指導監査の対象は、中国四国厚生局が所管する社会福祉法人へ出向き実地に指導を行っています。

なお、平成28年3月31日に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律」により、平成28年4月から認認可等の事務権限が地方厚生局から都道府県に移管されます。

② 実績（平成27年度）

ア 実施状況

（ア）老人福祉に関する社会福祉法人

対象法人43法人のうち、2法人に対し実施しました。

（イ）老人福祉以外に関する社会福祉法人

対象法人18法人のうち、5法人に対し実施しました。

イ 主な指摘事項

主な指摘事項は、次のとおりです。

【組織運営】

・役員（監事・評議員）が、他の役員とその親族その他の特殊の関係にあり、また規定の人数を超えて選任されている	3件
・借入金について、理事会の議決を経ていない	2件
・評議員会において、書面を提出した評議員が出席したものとして取り扱っていた	2件
・評議員に地域の代表がない	2件

【管理】

・寄付金品の受け入れにおいて、寄付申込書を法人において作成し、領収書の発行がされていない	1件
・情報開示について、インターネットを活用し公表しなければならない現況報告書が、公表されていない	1件

（3）障害者自立支援業務に関する指導

① 概要

障害者自立支援制度の円滑かつ適正な実施を図る観点から、障害者総合支援法第2条第3項及び地方自治法第245条の4の規定に基づき実施するものです。

指導監査の対象は、中国四国厚生局管内の県、政令指定都市、中核市であり、県市へ出向き実地に指導を行っています。

② 実績（平成27年度）

対象県9県のうち、4県及び同県内の4市において実施しました。

（4）事務権限の移譲について

介護保険の保険者、介護保険施設等に対する指導、介護サービス事業者の届出等に関する業務は、「介護保険法第197条第3項」の新設により、また、介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督等は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）

（第4次一括法）に基づき、事務権限が地方厚生局から都道府県に移管されました（平成27年4月1日施行）。

1 4 指導監査課／県事務所

(1) 保険医療機関等の指定、保険医等の登録に関する申請、届出等の受付及び審査

① 概要

ア 保険医療機関等の指定等

医療機関又は薬局が健康保険法等における療養の給付の取扱いを行うためには、当該医療機関又は薬局の開設者の申請によって、地方厚生局長の指定を受けなければなりません。

この指定を受けた医療機関を保険医療機関といい、薬局を保険薬局といいます。

なお、地方厚生局長が保険医療機関又は保険薬局の指定を行おうとするときは、地方社会保険医療協議会に諮問しなければならないこととされています。

中国四国厚生局では、これらの保険医療機関及び保険薬局の指定のほか、健康保険法による指定訪問看護事業者の指定、柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任に関する業務を行っています。

イ 保険医等の登録

保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、地方厚生局長の登録を受けた医師若しくは歯科医師又は薬剤師でなければならないこととされています。

この登録を受けた医師又は歯科医師を保険医といい、薬剤師を保険薬剤師といいます。

中国四国厚生局では、保険医及び保険薬剤師の登録に関する業務を行っています。

② 実績（平成27年度）

新規指定保険医療機関等・新規登録保険医等件数

県名	新規指定数（単位：件）			新規登録数（単位：人）		
	医科	歯科	薬局	医師	歯科医師	薬剤師
鳥取	4	2	4	21	0	32
島根	7	4	7	61	3	35
岡山	15	12	18	142	57	111
広島	16	18	27	137	54	181
山口	9	4	12	67	2	61
合計	51	40	68	428	116	420

注：新規指定保険医療機関等の件数には、交代・組織変更・移動等は含まない。

(2) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査

① 概要

ア 指導

保険医療機関等や保険医等に対し「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療等の取扱い、診療報酬等の請求などに関する事項について周知徹底し、保険診療等の質的向上及び適正化を図ることを目的として、中国四国厚生局では、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関等や保険医等に対する指導を行うこととしています。

イ 適時調査

厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出を受理している保険医療機関等について、届け出られている施設基準等の充足状況を確認するため、中国四国厚生局では、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関等に対する調査を行うこととしています。

ウ 監査

保険医療機関等や保険医等が保険診療等の取扱いや診療報酬等の請求などが、法令等の規定に従って適正に実施されているかを確認するため、中国四国厚生局では、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関等や保険医等に対して、監査を実施することとしています。

なお、監査の結果に基づき、必要に応じて、保険医療機関等の指定の取消、保険医等の登録の取消などの行政上の措置を行います。

② 実績（平成27年度実績：速報値）

ア 指導の実施状況

【個別指導】

県名	保険医療機関等（単位：件）			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	9	11	11	31
島根	23	12	12	47
岡山	21	6	29	56
広島	23	14	59	96
山口	39	24	31	94
合計	115	67	142	324

【新規個別指導】

県名	保険医療機関等（単位：件）			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	8	5	4	17
島根	10	4	10	24
岡山	35	24	41	100
広島	63	52	51	166
山口	17	11	19	47
合計	133	96	125	354

【集団的個別指導】

県名	保険医療機関等（単位：件）			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	21	18	18	57
島根	27	23	21	71
岡山	97	0	52	149
広島	146	121	96	363
山口	50	54	58	162
合計	341	216	245	802

イ 適時調査の実施状況

県名	保険医療機関等（単位：件）
鳥取	26
島根	30
岡山	58
広島	59
山口	50
合計	223

ウ 監査の実施状況

県名	保険医療機関等（単位：件）			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	0	1	0	1
島根	0	0	0	0
岡山	2	1	0	3
広島	1	0	1	2
山口	1	0	0	1
合計	4	2	1	7

エ 返還金の状況

県名	返還額（単位：千円）
鳥取	201,975
島根	155,164
岡山	142,187
広島	268,465
山口	40,638
合計	808,429

③ 参考として平成26年度実績

ア 指導の実施状況

【個別指導】

県名	保険医療機関等（単位：件）				保険医等（単位：人）			
	医科	歯科	薬局	計	医師	歯科医師	薬剤師	計
鳥取	15	11	9	35	88	11	12	111
島根	26	12	16	54	215	12	23	250
岡山	35	6	23	64	91	6	23	120
広島	24	17	47	88	24	17	47	88
山口	43	22	30	95	77	22	30	129
合計	143	68	125	336	495	68	135	698

【新規個別指導】

県名	保険医療機関等（単位：件）				保険医等（単位：人）			
	医科	歯科	薬局	計	医師	歯科医師	薬剤師	計
鳥取	7	1	8	16	7	1	10	18
島根	12	4	10	26	12	4	12	28
岡山	37	31	30	98	39	31	30	100
広島	54	28	57	139	54	28	57	139
山口	23	18	32	73	23	18	32	73
合計	133	82	137	352	135	82	141	358

【集团的個別指導】

県名	保険医療機関等（単位：件）			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	18	21	18	57
島根	23	21	23	67
岡山	95	0	56	151
広島	167	120	112	399
山口	66	55	61	182
合計	369	217	270	856

イ 適時調査の実施状況

県名	保険医療機関等（単位：件）			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取	27	0	0	27
島根	32	0	0	32
岡山	58	0	0	58
広島	60	0	0	60
山口	41	0	0	41
合計	218	0	0	218

ウ 監査の実施状況

県名	保険医療機関等（単位：件）				保険医等（単位：人）			
	医科	歯科	薬局	計	医師	歯科医師	薬剤師	計
鳥取	0 (0)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	3 (1)
島根	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
岡山	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
広島	1 (0)	0 (1)	1 (0)	2 (1)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	2 (1)
山口	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	3 (0)	1 (2)	2 (0)	6 (2)	3 (0)	2 (2)	2 (0)	7 (2)

注：（ ）内は、当該年度に取消処分（取消相当含む）した件数である。

エ 返還金の状況

県名	返還額（単位：千円）			
	指導によるもの	適時調査によるもの	監査によるもの	計
鳥取	67,179	561	22,339	90,079
島根	7,641	9,945	0	17,586
岡山	242,380	172,703	7,834	422,917
広島	12,656	0	0	12,656
山口	52,049	29,604	0	81,653
合計	381,905	212,813	30,173	624,891

<麻薬取締部>

1 5 麻薬取締部

(1) 薬物事犯の取締り

① 概要

ア 薬物事犯の取締り

麻薬取締部は、薬物犯罪に関する司法警察権を付与された麻薬取締官によって構成され、麻薬、大麻、覚醒剤及び指定薬物などの薬物犯罪の取締りを行っています。

イ 各取締機関との連携

(ア) 麻薬取締協議会

麻薬取締部では、毎年、薬物犯罪の取締りに関する情報交換や裁判例の分析、捜査上の留意点等に対する検討を行うため、厚生労働省、法務省、財務省、警察庁、海上保安庁及び中国地区管内の警察、税関、海上保安部、NCIS（米合衆国海軍犯罪捜査局）、県薬務主管課等による「中国地区麻薬取締協議会」を開催しています。

(イ) 麻薬取締職員会議

上記の麻薬取締協議会に併せて、管内の県薬務主管課麻薬取締員による「中国地区麻薬取締職員会議」を開催し、医療用麻薬等が適切に流通するよう監視・監督等に関する会議を行い、各県との連携強化を図っています。

(ウ) その他会議

各県が毎年開催する薬物乱用対策推進地方本部会議、税関が各地区で開催する密輸出入取締対策地区協議会等の会議に出席して、薬物事犯取締対策・薬物乱用防止対策について、関係機関と協議しています。

(エ) 合同捜査

個々に取り扱う薬物事件については、その性質、内容により、必要に応じ、取締関係機関（警察、海上保安部、税関等）との合同捜査を行っています。

② 実績（平成 27 年）

ア 薬物事犯の取締り

・ 検挙件数、人員

法令別	件数(件)	人員(人)
覚せい剤取締法	0	0
麻薬及び向精神薬取締法	4	6
大麻取締法	4	5
医薬品医療機器等法	3	2
計	11	13

うち、警察との合同捜査が1件 1名

・押収品目、数量

品 目	数 量
乾燥大麻	18.751 グラム
大麻草	43 本
指定薬物（植物片）	1129.616 グラム
指定薬物（液体）	392 ミリットル
指定薬物（粉末）	42.467 グラム

イ 各取締機関との連携

・会議の開催

中国地区麻薬取締協議会	6月3日（鳥取県米子市）
中国地区麻薬取締職員会議	6月4日（鳥取県米子市）

（２）鑑定

① 概要

麻薬取締部では薬物犯罪を立証するため、薬物鑑定に関する以下のような業務を行っています。

- ・押収した薬物の定性分析及び定量分析
- ・生体試料（尿、汗、毛髪等）からの規制薬物の検出及び定性分析
- ・信頼性の高い鑑定手法の開発や、新たな規制薬物の鑑定方法の研究

② 実績（平成27年）

鑑定嘱託件数	139 件
検体数	212 検体

（３）正規麻薬等の指導・監督

① 免許、許可等

ア 概要

麻薬、向精神薬等は、中枢神経系に作用して精神機能に影響を及ぼす物質で、その使用方法を誤ると、個人の健康を害するだけでなく各種犯罪の誘因となるなど、公共の福祉に計り知れない危害をもたらす危険な薬物となります。その中には、すぐれた鎮痛、鎮静効果等を有し医療分野に不可欠なものもあります。

そこで、これら麻薬等が横流しされ乱用されないようその使用及び流通を正当な目的（医療及び学術研究）に関するものみに限定してその取扱いを免許制、許可制、登録制とし、国民の健康被害を未然に防止しています。麻薬取締部では、これらの免許業務等を行っています。

イ 実績（平成27年）

種 別	件 数
麻薬関係 （うち麻薬小売業者間譲渡許可） （うち麻薬携帯輸出入許可）	152 件 (105 件 523 店舗) (35 件)
向精神薬関係	7 件
麻薬向精神薬原料関係	4 件
あへん関係	2 件

② 立入検査

ア 概要

麻薬取締部では、麻薬や向精神薬などを取り扱う施設（輸入業者、輸出業者、製造業者、卸売業者、病院、診療所、薬局、研究所、大学など）に対して立入検査を実施し、行政指導を通じてその取扱いの適正を図っています。

イ 実績（平成27年）

種 別	件 数
麻薬	148 件
向精神薬	134 件
覚醒剤、覚醒剤原料	90 件

③ 事故麻薬等

ア 概要

麻薬、向精神薬、あへん、覚醒剤等の盗難、所在不明及びその他の事故については、麻薬及び向精神薬取締法等の規定に基づき、厚生労働大臣、地方厚生局長又は都道府県知事に届け出ることになっており、再発しないよう麻薬取締官や麻薬取締員が事故の内容を調査し、指導しています。また、犯罪性の疑いがある場合には捜査に着手することになります。

イ 実績（平成27年）

種 別	滅 失	所在不明	盗 取	その他
麻薬	268 件	23 件	0 件	18 件
向精神薬	0 件	0 件	0 件	6 件
麻薬等原料	0 件	0 件	0 件	0 件
覚醒剤	0 件	0 件	0 件	0 件
覚醒剤原料	2 件	9 件	0 件	1 件

(4) 国庫帰属麻薬等の処分

① 概要

犯罪捜査等により押収された麻薬等は、刑事手続等が終了後、いったん国庫に帰属し、その大部分は廃棄処分となります。研究用等として必要な薬物は、厚生労働大臣の許可を得て研究用等に再利用する場合があります。麻薬取締部は、これら麻薬等の引継ぎ・廃棄・再交付事務等の業務を行っています。

② 実績（平成27年）

国庫帰属受理件数	61件
----------	-----

※地方検察庁、税関からの引継ぎです。

(5) 薬物中毒者対策

① 概要

麻薬等薬物中毒者に対して、再び中毒や乱用に陥らないよう相談に応じるとともに必要な指導を行っています。

また、毎年、四国厚生支局麻薬取締部と共催で関係機関（精神科医師、精神保健福祉センター職員、保健所職員、保護観察官、刑務官等）との「中国四国地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し相談業務の充実、連携を図っており、平成27年度は、9月28日に香川県高松市において開催しました。

更に、麻薬取締部では、「麻薬・覚醒剤相談電話082-228-8974」を設置し、薬物乱用者の家族などからの相談に応じています。

相談電話の内容は、対象者の性格や行動の変化から薬物中毒ではないかといったものですが、なかでも、覚醒剤中毒になった場合の身体的・精神的変化等への質問が多く、対象者に対する対処方法や病院施設等の紹介を求めたり、また、家族や友人での説得の限界を感じ、第三者への危害が想定されるようになると、逮捕してでも更生させたいといった相談もあります。

そのほか、「薬物乱用防止5か年戦略の加速化プラン」の策定に伴い、初犯者が再び薬物を乱用することのないよう麻薬取締部が検挙した初犯者やその家族に対する「初犯者等に対する再乱用防止対策プログラム」を策定し、平成23年8月1日から開始しました。

② 実績（平成27年）

相談電話受理件数	35件
再乱用防止対策プログラム件数	36件

(6) 薬物乱用防止啓発活動

① 薬物乱用防止教室等への講師派遣

ア 概要

薬物乱用を阻止するためには、新たな乱用者を作らない社会環境を醸成する必要があります。このために、現職麻薬取締官や麻薬取締官OBを学校、各種団体等が主

催する薬物乱用防止教室等に派遣しています。

イ 実績（平成27年度）

講師（現職麻薬取締官）を派遣した団体	11 団体
対象者数	1, 885 人

② 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

2019年（平成31年）までに薬物乱用を根絶することを目指した「新国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一環として、官民一体となり国内外における薬物乱用防止に資するための活動を行っています。

③ 不正大麻・けし撲滅運動

ア 概要

「大麻」や「けし」は大麻取締法などの法律で栽培することが規制されていますが、自生の大麻やけしが薬物の乱用者に悪用されることのないようにするため、毎年、5月1日～6月30日の間を不正大麻・けし撲滅運動期間としており、本年もポスター、リーフレット等を掲示・配布するとともに、管内各県の保健所職員等と協力して自正大麻・けしの発見・除去を行っています。

イ 実績（平成27年）

除去した「けし」	5173株
----------	-------

④ あへん収納

ア 概要

毎年、管内（岡山県）のけし耕作者が採取したあへんの収納を行っており、平成27年は7月9日に行いました。

イ 実績（平成27年）

けし耕作者	2 名
あへん収納量	31.28 グラム

⑤ 麻薬・覚醒剤乱用防止運動

ア 概要

国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、毎年麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施しています。

イ 実績（平成27年度）

11月25日に徳島県徳島市のあわぎんホールにおいて、四国厚生支局麻薬取締部と徳島県との共催により「麻薬・覚醒剤乱用防止運動徳島大会」を開催し、参加者一

人一人に薬物乱用による危害を認識させるとともに、乱用防止に対して積極的な姿勢を喚起しました。